

# 令和3年第1回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年3月8日
2. 招集場所 広川町議会議事堂
3. 開 会 令和3年3月8日(午前9時30分)

## 4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
3番	竹下英治	10番	原野利男
4番	栗原福裕	11番	梅本哲
5番	江藤美代子	12番	野田成幸
6番	水落龍彦		

## 5. 不応招議員

なし

## 6. 出席議員

応招議員に同じ

## 7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	谷口裕子
副町長	飯田潤一郎	税務課長	野中洋太
教育長	吉住政子	福祉課長	郷田貴啓
会計管理者兼 総務課長兼会計室長	丸山英明	建設課長	樋口信吾
総務課参事兼 庁舎建設推進室長	鹿田健	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井上新五
政策調整課長	丸山信夫	協働推進課長	藤島達也
環境衛生課長	小松朋雄	教育委員会事務局教育次長	中島孝

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	藤島弘義	書記	原野昌文
書記	樋口義明		

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

---

午前9時30分 開会

○議長（野村泰也）

定刻になりましたので、ただいまから令和3年第1回広川町議会定例会を開会いたします。

本定例会に提出されております議案は、専決処分の承認2件、人事案件1件、指定管理者の指定2件、条例改正5件、一部事務組合規約の改正1件、令和2年度補正予算6件、令和3年度当初予算7件、計24件となっております。

これらの議案については、後ほど提案者から説明がありますが、議員の皆様におかれましては、円滑に議事が進められ、適正妥当な議決に達せられますよう念願申し上げ、開会の挨拶といたします。

次に、町長より今議会招集の挨拶並びに施政方針をお願いいたします。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。令和3年第1回広川町議会定例会を招集しましたところ、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席賜り、誠にありがとうございます。

令和3年度の当初予算をはじめとします町政の重要案件につきまして御審議をお願いするに先立ち、挨拶と町政運営に関する基本的な考え方を申し上げ、議会をはじめ、町民の皆様への御理解と御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

昨年からの感染拡大を繰り返した新型コロナウイルスにより、社会経済をはじめ、あらゆる領域が大きな影響を受け、人々の生活が危機にさらされました。既存の政策だけでは対応し

切れない困難な状況が今後も続くものと予想されます。国、自治体が一体となり総力を挙げ、対応することが、従前にも増して強く求められています。

まずは町民の皆様の命と健康を守ることを最優先に、新型コロナウイルス感染拡大防止とその予防に全力で取り組み、安心して暮らせる日常を取り戻すことが第一だと考えます。

現在の国づくりは、東京一極集中の是正と地域の多様性を重視した暮らし方などにより、分散する社会を目指しています。地方が見直されつつある中で、広川町では令和3年度から3年間のまちづくりの方向性を示す「広川町第4次総合計画（改訂版）」がスタートします。「だれもが元気で笑顔に満ちたまち広川」を将来像に、町民一人一人が主体的に参画、協働するまちづくりを共通の目標としています。

また、人口ビジョンの実現に向け、第2期広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる4つの基本目標達成のため、雇用の創出、関係人口拡大、移住者支援、結婚・出産・子育て支援、特色ある地域づくりなどの移住・定住施策を引き続き実施します。

それでは、令和3年度の町政運営に当たりまして、第4次総合計画（改訂版）に掲げる6つの基本施策に沿って説明申し上げます。

基本施策の1つ目は「出会いと語らいのあるまち」であります。

協働によるまちづくりの推進及びコミュニティ活動の推進につきましては、第2次広川町協働推進計画に基づいた住民自治の確立や地域の問題解決のため、行政区、地域コミュニティ組織、NPO・ボランティア団体、企業、事業所等と連携し、住民参画と活動による協働のまちづくりを推進します。本年度から第2期地域づくり計画がスタートします。地域の総意と工夫による個性ある地域づくりを推進するため、引き続き行政区への支援を行います。

情報化の推進につきましては、インターネットによる情報発信や行政サービスの提供を推進し、マイナンバーカードを利用した行政手続の利便性向上とカード普及のための支援を行います。また、電子自治体構築に向けて、特定個人情報管理など情報セキュリティの強化を図ります。

交流活動の推進につきましては、上広川小学校と地域が連携した国際理解教育及び国際交流活動事業を推進し、本町と海外をつなぐグローバル人材の育成を図ります。

人権尊重社会の形成につきましては、同和問題をはじめとするあらゆる差別の解消を実現するため、人権が大切にされる豊かな地域社会づくりに向け、各種団体と連携、強化を図り、学校教育や社会教育における人権教育、人権啓発を推進します。

男女共同参画社会の実現につきましては、男女が互いに人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく輝いて暮らせる社会の実現に向け、第2期広川町男女共同参画基本計画に掲げる基本理念に基づき、意識づくりや環境づくりを進めます。

基本施策の2つ目は「人と人が支え合うまち」であります。

自らの健康づくりの推進につきましては、町民の健康寿命の延伸に向けた健康づくり、疾病予防の推進を強化するため、運動ジム事業など、楽しみながらの健康づくりの取組による運動習慣化の普及と健康寿命延伸のための保健指導を充実させます。

地域福祉の推進につきましては、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する福祉サービスの提供、包括的な支援体制の構築に向けた取組を推進し、第2期広川町地域福祉計画の基本理念「みんなの支え合いの輪が広がり安心して健やかに暮らせる笑顔のまちひろかわ」の実現を目指します。

高齢者福祉の推進につきましては、第8次広川町高齢者保健福祉計画に基づき、誰もが安心して健やかに暮らし続けていけるまちづくりを目指し、人生100年時代を見据えた高齢者の健康増進を図るため、保健事業と介護予防事業を一体的に取り組むなど、各施策、サービスを推進します。また、国が策定した成年後見制度利用促進基本計画に基づき、高齢者等の成年後見制度の利用促進を図るため、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりや市町村計画の策定など、支援体制整備に向けた取組を推進します。

障害者福祉の推進につきましては、第6期広川町障害福祉計画及び第2期広川町障害児福祉計画に基づき、障害者の日常生活の支援を行うとともに、障害者基幹相談支援センターの機能強化を図り、相談支援・情報提供体制の充実を図ります。

社会保障の適正な運営につきましては、国民健康保険事業適正運営のため、国保税の収納率向上に努めるとともに、国保税の県内均一化を見据えながら、資産割の廃止を含め、計画的に適正な税率改正を実施します。

子育て支援の充実につきましては、第2期広川町次世代育成支援行動計画及び子ども・子育て支援事業計画に基づき、事業推進に努め、昨年10月に開設した子どもサポートセンターにおいて、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない相談支援体制の充実に努めます。

基本施策の3つ目は「人が育つ、人を育てるまち」であります。

学校教育の充実につきましては、本町の教育基本目標である「志を持ち生きる力を身につけ、たくましく生きる子どもを育てる学校教育」の充実を図るため、小・中学校が連携し、9か年をつないだ取組による児童・生徒の学力向上、体力向上を図ります。また、ICT教育充実のため、ICT支援員を学校に派遣して、教職員の技術向上と下広川小学校を拠点校とした実践研究を行います。

生涯学習の推進につきましては、町民の学習ニーズに対応する特色ある体験学習、生涯学習を充実させ、幅広く町民が参加できる生涯学習プログラムを実施します。また、第2次子どもの読書活動推進計画を策定し、次代を担う子供たちのために、幼少期から本に親しむことができる家庭教育支援を推進します。

生涯スポーツの振興につきましては、町民の健康づくり、体力づくりに対する関心が高まる中、新型コロナ対策を十分に講じながら、誰もがスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。

青少年教育の推進につきましては、学校、地域、家庭との連携、協働により世代間交流や子供の遊び場づくりなど、地域全体で子供たちの成長を支える取組を推進します。

多様な文化・芸術活動の支援につきましては、各種団体の文化芸術活動の活発化と文化財の保存、活用を進めます。

基本施策の4つ目は「人が集まり、働き、賑わうまち」であります。

農林業の振興につきましては、認定農業者の育成と組織の強化を目指し、JA就農支援センターと連携し、新規就農者の指導、育成を図るとともに、昨年、住民主導にて設立されたひろかわブランド推進協議会との協働により町の特産品を活用した商品開発と広川町の知名度の向上を図ります。また、林業については、福岡県荒廃森林整備事業などの森林保全・育成事業の推進を図り、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向けた森づくりを進めてまいります。

農業生産基盤の充実として、県営事業前川原井堰整備事業の完成と、新規事業として古賀井堰改修事業に着手します。また、農村環境整備事業を活用した施設整備を進めます。

工業・地場産業の振興につきましては、新規創業者の支援とともに、商工業者の第二創業、新事業展開などの経営支援に取り組み、地域の経済活性化を推進します。さらに、将来の雇用拡大の取組として、産業団地整備を進めます。また、久留米餅の主産地である強みを最大限に活用し、繊維産業に関心を持つ人材の確保と繊維産地としての強化を図ります。

商業・サービス業の振興につきましては、新型コロナウイルスによる影響で経営に支障を来している経営者への支援を行いつつ、魅力ある商業環境づくりを進めます。

観光戦略の展開につきましては、コロナ禍の現状に対応した小規模、また、密を避けた新たな観光、イベント等を検討し、観光拠点施設「まち子のおやつ」を中心に、町内の観光所・施設をつなぎ、魅力ある観光地としてのPRに取り組みます。

移住・定住の促進につきましては、上広川校区の定住促進強化地域の指定を期間延長し、移住・定住のための支援策を引き続き実施するとともに、情報発信の強化を図り、関係人口拡大と移住・定住や労働力の確保につなげます。

基本施策の5つ目は「安全・安心でやすらぐまち」であります。

消防・防災対策の充実につきましては、大規模な自然災害に備えるため、自主防災組織における訓練等の充実、防災情報発信の強化、消防設備の機能向上に取り組みつつ、消防団員の確保、団員の消防技術の向上に努めます。

また、防災重点農業用ため池については、ため池耐震及び劣化調査を実施するとともに、ハザードマップを作成し、非常時の避難行動につなげる対策の周知を行います。また、老朽化した広川防災ダムの改修更新事業を計画的に行います。

交通安全・防犯体制の充実につきましては、道路の危険箇所の改善や歩行空間の確保、防犯カメラの設置などを進めるとともに、交通安全・防犯意識の高揚を図ります。

居住環境の整備につきましては、空き家等の実態把握の結果を基に、空家対策特別措置法及び広川町空家等対策計画に基づいた措置を講じ、空き家所有者への指導、助言、勧告等により空き家の適正管理に努めます。また、住宅の耐震化、危険な老朽家屋除去等により安全・安心の確保と住環境の改善を図ります。

道路・交通網の整備につきましては、町の最重点課題として国への要望活動を進めてきた国道3号広川八女整備計画について、引き続き八女市と連携し、国道3号バイパスの早期着手を目指します。

また、主要地方道の歩道設置及び交差点改良についても関係機関へ積極的に要請し、早期の完成を目指すほか、未着手区間の事業化への要望を進めます。道路インフラの老朽対策として、橋梁の再点検と橋梁長寿命化改修事業を進め、舗装点検を行い、計画的な舗装修繕を実施するなど、道路の計画的な安全管理に努め、安全・安心な道づくりを推進します。

基本施策の6つ目は「自然と共生する快適なまち」であります。

循環型社会の形成及び環境と景観の保全につきましては、ごみ減量化に対する積極的な広報啓発活動はもとより、下水道への接続、合併浄化槽設置を推進するとともに、国が進める脱炭素社会構築のため、太陽光・小水力発電などの新エネルギーの活用を促進しながら、国の施策の具体化に歩調を合わせ、積極的に取り組んでまいります。

上下水道の整備につきましては、下水道第4次事業計画区域となる智徳、久泉、北新代の

面整備を着手するとともに、供用開始済みの処理区域及び地区については、未設続の世帯、事業所へ働きかけを強化し、水洗化の普及を図ります。

上水道事業については、安全な水を安定して供給するため、配水管の更新工事、ループ化等、水道施設の整備を計画的に行い、水道水の水質と水量の確保、水圧の安定を図ります。

公園・緑地の整備につきましては、老朽化が進んでいる都市公園施設は、利用者が安全で快適に公園を利用できるように、広川町公園施設長寿命化計画を見直し、計画的に改善を図ります。

最後に、行政サービスの向上と効率的行財政運営につきましては、経営感覚の視点に立った簡素で効率的な行政運営の確立を目指すため、職員一人一人の資質の向上を図るとともに、分かりやすい財政情報を提供し、さらなる効率化に取り組みながら、財政の健全化と質の高い行政サービスを低コストで提供することに努めます。

第4次総合計画（改訂版）と併せて見直しを行った財政計画については、コロナ禍による影響を再積算し、見直しを行います。また、適正かつ公平な課税と収納を実現するため、課税客体把握の強化と収納率の向上に努め、町財政の健全な運営を図ります。

なお、収束が見えない新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染予防策を講じながら、コロナウイルスワクチン接種体制の確立と町民の生活の環境維持並びに経済活動に対する支援策等、引き続き検討してまいります。

予算編成につきましては、後ほど提案内容を述べさせていただきますが、一般会計は令和3年度当初予算及び令和2年度繰越事業を合わせ約89億円の予算規模となりました。今後も国、県の補助金の確保等、より一層の財源の確保に努めてまいります。

以上が令和3年度の私のまちづくりに対する基本姿勢と主要施策であります。今後、第4次総合計画（改訂版）に掲げる基本理念の実現及び人口ビジョンの実現に向け、全力で取り組んでまいります。私たちが広川町民であることに誇りを持ち、住み続けたいと思える「だれもが元気で笑顔に満ちたまち広川」を目指してまいりますので、議会をはじめとする町民の皆様方の一層の御理解と御支援、御協力を重ねてお願い申し上げます、私の所信といたします。

なお、本定例会には議案等24件を提案申し上げます。議案などの提案理由につきましては後ほど説明申し上げますが、慎重審議の上、全議案とも御決定いただきますようお願い申し上げます。

施政方針を兼ねましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○議長（野村泰也）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号のとおりであります。

直ちに議事日程に入ります。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

#### ○議長（野村泰也）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録の署名議員は、3番竹下英治君、9番池尻浩一君を指名いたします。

#### 日程第2 会期の決定

#### ○議長（野村泰也）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

会期については、去る3月1日、議会運営委員会に諮ったところ、3月8日から3月22日までの15日間にしたいという案が出ていますが、よろしいかお諮りいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は3月8日から3月22日までの15日間と決定いたしました。

#### 日程第3 一般質問

#### ○議長（野村泰也）

日程第3. 一般質問を行います。

発言時間は、質問、答弁を含めて1時間以内とします。制限時間5分前にベルで合図します。

2番丸山幸弘君の登壇を求めます。

#### ○2番（丸山幸弘）

おはようございます。2番丸山でございます。今日はIT・デジタル化について関連した質問をしたいと思っておりますが、私に聞くなと言われてそうですが、渡邊町長に御意見を伺いたいと思っております。

今、デジタル化が急速に進展しておりますけれども、5Gとか、通信技術の進歩によることも大きいのではないかというふうに考えております。過去に思いもよらなかったことが実際現実になっているということを考えますと、電気自動車が自動運転と、運転免許証も要らないというような時代がそう遠くないのかもしれないなというふうに思っております。当町においてもホームページがリニューアルをされまして、LINEの導入、こういうことも予定されておりますし、教育の現場におきましてはタブレットが導入されまじたり、議会でも議場の配信システムなど、こういったことが予定をされているかと思えます。これらに伴うWi-Fiとか、ネットワークの整備、セキュリティー対策、それからメンテナンス、いろんなこういうITに関わる事業の課題がございます。

これらのITの推進について、まずは担当者、つまり職員の皆さんのある一定レベルのITスキルが必要かというふうに思われます。一口にITのスキルと申し上げましても、末端のユーザーに対するサポートを行うような初級、中級のスキルと、極めて専門的なスキルがございます。現在、当町においてはこのような人材の不足というか、苦勞されているように感じております。役場職員でIT関連の資格を持つ方がどの程度いらっしゃるのか、ひとつお伺いをしたいと思います。

初級のスキルとしましては、ITパスポートという資格試験がございます。これはそう難しい試験ではありませんので、既に取得されている方もいらっしゃるかと思います。このような資格取得を奨励して隠れた人材を発掘するのもよいのかと思っておりますが、いかがでしょうか、町長の御意見を伺います。

もう一つ課題として、システムを納入する業者、ITベンダーが提案するシステムに対する適正な判断ができる者が必要ということでございます。今回、ホームページのリニューアルに10,000千円以上がかかっているようでございます。内容は伺っておりませんので、一概に高いとか安いとかは言えませんが、一見して高いのではないかなというふうに感じますので、詳しい契約の内容についてお伺いしたいと思います。

ホームページに限らず、こういうシステムの導入とかいうことになると、一旦動き出すと止めることができないわけでございまして、それゆえに、どうしても導入された後にITベンダー側が優位に立つということになってしまいます。悪い言い方をすれば、ベンダーの言いなりになってしまうというようなことが起こってしまうということでございます。人口2万人ぐらいの広川町と100万人の都市とでは、おのずとシステムは違って当然というふうに思われます。広川町にとって最適なシステムを適正な価格で導入するためには、そのITベンダーと同等以上の知識を持ってベンダーと対峙できるような人材が必要かなというふうに思います。しかし、このような人材を正規で雇用するとなると大きなコストがかかります。ですので、非常勤のITアドバイザーという形で、必要なときにITアドバイザーのアドバイスを受けるというような形での設置をされてはいかがかなというふうに思っております。

このITアドバイザーがいるというだけで、町にこういう知識のある方がいるというだけで、いわゆるベンダーからのぼったくり防止という効果もあると考えております。ITアドバイザーを置くことについて、町長の御意見をお伺いします。

以上、2点お伺いしまして、あとは質問席にて行います。よろしく申し上げます。

**○議長（野村泰也）**

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

丸山議員の質問の職員のITスキルの向上についてでございますが、国が進めるデジタル化の推進は、2021年からの5年間で自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画として、組織体制の整備、デジタル人材の確保・育成など推進体制を構築しながら、自治体の情報システムの標準化・共通化、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用促進など重点取組事項を示しております。本町においてもデジタル化の推進を図るため、組織の強化とITスキルを持つ職員の育成は急務となっております。

来年度以降の体制としては、情報政策部門の強化と各課から情報技術にたけている職員を選出し、ICT担当職員として任命し、横断的、全庁的に取り組んでいきたいと考えております。

職員のITスキルの向上については、ICT担当職員を中心に研修等を行い、能力向上を図ってまいります。

次に、ITアドバイザーの設置についての質問でございますが、ホームページリニューアルには、公募型プロポーザルに3事業者が参加され、株式会社スマートバリューと契約を行いました。契約金額は15,400千円で、履行期間を令和3年3月31日としており、業務の範囲は、現行サイトの調査分析、問題箇所及び弱点の抽出やページテンプレートの設計・制作や現行サイトから新システムへのデータ移行などになります。また、職員が編集するCMSの導入と操作研修の実施を行いました。現行サイトの洗い出しと改善により、閲覧者にとって見つけやすく利用しやすいホームページとなっております。

本町のデジタル化推進のためには、職員を育成するとともに、外部人材を活用するという観点ではITアドバイザーに限らず、必要性、支援内容を含め最適な方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**○議長（野村泰也）**



2番丸山幸弘君。

**○2番（丸山幸弘）**

役所にITの資格を持つ方がどれぐらいいらっしゃるかということをお伺いしてありますから、その点よろしくをお願いします。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

職員の資格取得につきましては、職務上の必要な資格取得については把握しておりますけれども、IT関連の資格については今把握はしておりませんが、毎年、人事アンケートというのを取っております。その中に取得している資格を記入してもらっております。そのアンケート内容を見ますと、2名の職員が情報関係の資格を持っていました。そのほかに、工業高校の情報技術科を卒業した職員が2名ほどおります。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

2番丸山幸弘君。

**○2番（丸山幸弘）**

隠れた方もいらっしゃるというように思いますけれども、ITとなると尻込みをしてしまう——今、目が合いましたけど、私と同年代の課長さん方にはどうでもいいんですが、若い世代の方々ですね、そういう勉強をして精通してもらおうということで、勉強することによっていろんなデータを活用したりとか、データをためる、共有する、それによって業務を効率化するとか、これとこれは一緒にやったらいいんじゃないかとか、そういう統合化、これはこれでいいんじゃないかとか、代替化するというような、そういう発想が生まれてくると思います。そういう意味では、若い方々にそういう人たちを育てていただければなと思うわけです。

さっきホームページにもCMSということで、緊急時には業者任せではなく職員の方がホームページを更新するというようなことが必要になってくると思いますので、そういったIT関係の、今からやっていくというふうにお答えいただきましたので、お願いしたいと思いますが、各課に分散してITの推進のチームというか、組織化をやっていただきたいと思っております。

ホームページの件ですけれども、リニューアルに関しては理解をしましたが、今後サポートといいますか、何年間かメンテナンス等々が行われていくのかということをお伺いしたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

協働推進課長。

**○協働推進課長（藤島達也）**

保守点検ということで、先ほど金額が高額ということも話にございましたが、プロポーザルの中で保守点検ということで、こちらが一番安く上がったということで、あと、今後については保守点検のほうでサポートをしていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

2番丸山幸弘君。

## ○2番（丸山幸弘）

分かりました。ほかと比べて安かったというようなことですかね。既にやられておりますので、よろしいんですけど、今後、スマートフォンからの利用が多くなるというふうに思いますので、そういう検索目的に、素早く分かりやすいメニュー構成で改善をしていただくというか、そういうふうなことでお願いをしたいと思います。

次に、ITアドバイザーの設置についてですけれども、あるIT関係の業者さんが、そういうITアドバイザーみたいな人がいると非常にやりづらいというようなことを言っております。裏を返せばということなんですけど、いないところについてはやりやすいというようなことになります。そういう専門的な方ですね、常勤じゃなくて、そういう専門的な方がいれば、そういう抑止にもなりますし、業務の構築、効率化、それから、税金の有効利用という面からもメリットが大きいと思っております。

ITアドバイザーについては、大手のIT企業に在籍していたりですか、それなりの実績を持っているスペシャリストみたいな方を招いていただければなどと思っておりますけれども、幸い国のほうもそういう推進が行われておりますし、コロナ禍にあつて、地方でも働く環境が整ってまいりましたし、デジタルの仕事だからこそ自然の多いところでやりたいと、働きたいという方々も増えてきておると聞いています。ですから、今ならばいい人材が確保できるのではないかなというふうに思っています。ぜひ御検討いただければというふうに思います。

最後に、昨年から私、一貫して広川町のブランディングということで質問、提案をしてきましたので、今回もITでお話をさせていただいておりますけれども、ITをブランディングに活用するという点についても質問したいと思います。

現在、ブランディングについては、先ほど町長の御挨拶にありましたけれども、ひろかわブランド推進協議会という協議会で農山漁村振興事業ということで商品開発、PR等を行っておりますし、これがSNSですか、ホームページ、ITを駆使してPRを行っているところだと思います。

産業振興課長にお伺いしますが、今後、こういう職員の資質向上ですとかITアドバイザーの設置、そういうITに関する事業を進めていく中で、こういうITの取組を強化していくということで、将来的にIT企業を広川町に誘致するとか、それによる雇用創出ができますよね。それから、そういう企業で働きたいという子供たちへのIT教育の充実、生活の利便性の向上、こういうITとかAIとかいったテクノロジーがどんどん進んでくることが社会的、人的な支援とか、そういうのも大切でしょうけど、課題解決にそういうITが活用されていくというようなことも考えられますので、ほかに先駆けて先進的なIT・デジタル化の町としてブランディングをしていくという可能性もあるかと思っております。そういうことはそう簡単にできるものじゃないということは承知しておりますけれども、コロナ禍を逆手に取って、頑張る企業をこれから応援していくというようなこともありますし、昨年、給付金では全ての事業者支援をしてきたわけですけど、今後はこれから何かをやっていこうという事業者支援をしていくということも必要だと思います。

コロナ禍にあつて、ITを活用した事業、そういったものについて役所がITを強化していくということがつながっていくんじゃないかなと思うんですけど、井上課長、どんなふう

にお考えになっているか、ちょっとIT化について私見を伺います。

**○議長（野村泰也）**

産業振興課長。

**○産業振興課長（井上新五）**

広川町内のIT化ということで、先ほど町長のほうからも答弁がありましたように、自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画が今後進められますので、こういった計画にデジタル技術を活用した広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略の各種事業や行政事務、こういったサービスに取り組んで進めることが重要と考えております。ただ、現在はまだ各方面の施策というのは決定しておりませんので、以上となります。

**○議長（野村泰也）**

2番丸山幸弘君。

**○2番（丸山幸弘）**

どうぞよろしくお願いをしたいというふうに思います。このような取組を少しずつ進めていくことによって進んでいくと思えますし、町にとっても十分メリットがあるというふうに思いますので、前向きに取組をお願い申し上げて、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（野村泰也）**

次に、11番梅本哲君の登壇を求めます。

**○11番（梅本 哲）**

皆さんおはようございます。11番の梅本でございます。今日は3事項につきまして御質問をさせていただきます。

まず1点目は、上広川校区振興対策の継続についてでございますが、この上広川校区につきましては、5年前から人口減少地域定住促進強化条例の強化地域の指定をお受けしまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略で生活環境の整備、そしてまた、学校教育、社会教育の充実等に関わる幾つかの事業を進めてまいっております。しかし、この条例は本年度で失効するという状況になっておりますが、この5年間の評価と、それから、残された課題及び事業継続の有無につきまして伺いたしたいと思います。

それから、2項めでありますが、普通河川の管理対策の強化についてお伺いをいたしたいと思います。

普通河川は、国の河川、県の河川以外の町で管理する義務がある河川でございます。この普通河川につきましては、かなり蛇行する河川が多い、また、護岸がかなり荒れておりまして可視できない、そういう状況でございます。したがって、毎年しゅんせつ、あるいは護岸改修を続けておるといような状況でございます。発見するのが遅いというような状況も背景にはあると思えます。河川は住民の生活と産業を支えます重要な水脈でございます。災害に強い管理施策が必要であるというふうに思いますが、この護岸管理の現況と維持強化対策について、町の現況についてお伺いをいたしたいと思います。

3番目は、来年になりますが、令和4年には新庁舎が立ち上がり、完成をいたします。その完成を記念いたしまして後世に残す植樹を実施する。これは、現況は非常にこうした記念樹というものは広川町には少ないというふうに思うんですが、絶好の機会でありますので、この植樹をやる考えはないかどうか、この3点につきましてお伺いをいたします。

あとは質問席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

梅本議員の質問の中の上広川校区振興対策の継続についてでございます。

広川町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、著しく人口減少が続く上広川校区については、広川町人口減少地域定住促進強化条例に基づく定住促進強化地域に指定し、生活環境の整備、学校教育及び社会教育の充実などの事業を実施してまいりました。

第1期総合戦略、5年間の評価としては、個別の事業については目標達成に向け進捗しており、一定の成果はあったと評価していますが、人口減少は続いております。

個別事業の住宅取得等の支援については、町内の新築件数が減少する中で、上広川校区については、件数は少ないながらも横ばいの状況であります。また、分譲地も造成されております。

国際理解教育事業については、上広川さきいくプロジェクト事業において、外国の文化や多様な価値観に触れる機会をつくりました。また、APCC事業において外国の子供との交流がきっかけとなり、上広川小学校の児童が国際理解教育のイベントへの参加につながっています。参加者の中には、英語教師や日本語学校教師になりたいと夢を持つ児童も出てきております。

上広川校区活性化プランの策定については、上広川校区の区長と意見交換会を実施しましたが、行政区単位での活動意識が強いことで、校区全体を統合した集落ネットワーク圏形成を支える中心的な組織づくりには至っておりません。しかし、各行政区が連携、協力して行う活動を推進することで、将来、地域コミュニティのネットワーク化が進むものと考えます。

学校教育関係の事業については、後ほど教育長が報告いたします。

令和2年度からの第2期総合戦略の基本的なスタンスとしては、第1期総合戦略を継続する形で、施策の集中と選択により事業を実施していくとしております。

上広川校区振興事業については、人口減少対策として、引き続き特色ある教育環境づくりや移住者の住宅取得への支援などの事業を実施する予定です。そのため、令和3年3月31日で失効する広川町人口減少地域定住促進強化条例を一部改正し、令和6年3月31日まで3年間の期間延長を含む条例改正を本定例会に提案しています。

次に、普通河川管理対策の強化についてのお答えですが、全国的に集中豪雨が多発する中で、去年は7月4日から8日にかけて、九州や東日本に梅雨前線が停滞し、記録的な大雨となっております。本町においても、一昨年に引き続き河川災害を受け、今なお災害復旧に追われている状況にあります。

基本的に河川災害対策としましては、早期の河川改修が必要であると考えておりますが、河川改修には多額の費用がかかり、長い時間を要します。このため、議員御指摘のとおり、維持管理が重要となり、定期的な河川のしゅんせつは最低限必要であると考えております。近年においては、流速が速くなっている傾向も見られ、多くの河川で河床の浸食による護岸の崩壊や裏土の吸い出しが見受けられます。町管理河川の護岸の強化対策については、根継ぎ工事や底張りコンクリートの打設等を行っており、地元要望に基づき、対応策を協議しながら、施設の強化を図ってまいります。

次に、新庁舎落成記念植樹についてのお答えでございますが、新庁舎建設につきましては、現在、庁舎棟・附属棟のⅠ期工事を着工したところでありまして、竣工は令和4年5月末を予定しております。その後、現庁舎の解体、駐車場、外構整備のⅡ期工事を行い、全工事完成は令和5年5月と見込んでおります。

新庁舎の落成記念行事につきましては、落成式の時期、内容ともまだ白紙の状態ですが、記念植樹なのか、何がしか町民の記憶に残るようなものを考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

教育長。

**○教育長（吉住政子）**

皆様おはようございます。梅本議員の上広川校区振興対策の継続についての御質問の中で、上広川校区振興事業のうちの教育委員会が行っている事業についてお答えしたいと思います。

まず、30人学級の取組でございますが、これはきめ細やかな教育活動の充実を図るため、平成28年度より実施した事業でございます。平成28年度より平成30年度までの3年間、4年、5年、6年生に対し30人学級を実施いたしました。この3年間の取組の成果として、上広川小学校からは、2クラスになり互いに競い合い高め合うことができるようになった、個人の学力に応じたきめ細やかな指導ができるようになったなど、大きく評価する声を聞いております。また、児童の学力も伸び、読書量の増加などの成果も見られました。

ただし、令和元年度、2年度に引き続き、来年度も30人学級に該当する学年はありません。しかし、これまでの成果を踏まえて今後も体制を継続して取り組んでまいります。

グローバルスクール事業につきましては、平成30年度に町の方針の下、地域連携英語活動指導員を活用して、単年度、学校や地域での英語学習関連の事業を行いました。これは現在の国際理解教育へとつながっております。

次に、小規模特認校事業につきましては、町内の他校区から通学できる制度として昨年度に募集を始め、本年度より実施しております。本年度は2名の保護者の方から申請があり、1年生がその結果36名となり、2クラスになりました。本年度は1年生のみを対象に実施いたしました。今後は対象学年を段階的に引き上げて実施する予定でございます。

今後も引き続き上広川校区振興事業を行い、上広川校区の振興を図りたいと考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

11番梅本哲君。

**○11番（梅本 哲）**

町長と、それから教育長、非常に詳細にわたりまして、そして、御丁寧に御答弁をいただき大変ありがとうございました。

実績と評価につきましては、一定の評価をしていると。かなり目標に近づいた達成度になっているということで、非常に安心をいたしました。そしてまた、最後の仕上げとして、これから3年間、条例を延長してさらに内容を詰めていきますと、充実させていきますという御答弁、大変心強く思っておる次第であります。

私はこれから、それは一応感謝を申し上げながら、少し質問として聞きたい内容等について、幾つかこの実績と評価を踏まえ、自分なりに評価をして考えたことをお尋ね申し上げたいというふうに思います。

まず、政策調整課のほうにちょっとお伺いしますが、移住支援の拠点でありますゲストハウスOrige（オリゲ）については、非常に情報発信をやっていただいてかなり評価しているわけですが、本年度から指定管理者に地域おこし協力隊の山本さんを迎えて、活動しているという状況であります。しかし、第1年度の本年度は、残念ながらコロナの影響をかなり受けて苦戦されておるのではないかと、そういうふうに思っただけですが、この1年間の相談内容、あるいは宿泊者の実績等から見て、これを踏まえまして、これからの2年目の目標、それから事業計画、新たな内容等を含んで何か考えておられるか、これについてお伺いをしたいと思います。政策調整課長、よろしくお願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

Origeの事業に関しましては、令和2年度につきましては、やはり議員指摘のとおり、コロナウイルスの影響により前年度に比べまして宿泊者は減少しております。しかしながら、コロナ禍の中で、地方へ移住を検討される方が増えてきている傾向でございます。本町においても、移住相談件数は昨年より伸びております。活動の周知や県との連携によりOrigeの知名度が上がっているものと感じております。

令和3年度の事業計画につきましては、指定管理者からの事業計画は年度末に提出することになっておりますので、協定書に基づく内容で事業を計画していただくことで考えております。特に、基本方針の一つであります地域資源を活用した交流関係、人口の獲得につきましては、コロナ禍の中で新たな手法を取り入れた事業計画が必要となっておりますので、今企画を検討しているところでございます。

それと、総合戦略に係る目標につきましては、指定管理者と協議しながら、3月11日に地方創生プロジェクト会議、3月23日に地方創生対策本部会議にて成果目標を決めまして、3月30日の有識者懇談会で意見をいただきたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

11番梅本哲君。

**○11番（梅本 哲）**

よく分かりました。これから2年目でございますが、しっかりひとつ内容を詰めて、今度の3月末に行われます有識者会議、これで最終的な方向が決まるというふうに理解をいたしましたので、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

もう一つ付け加えてお聞きしますが、相談件数等については、実際、目標よりも少ないということは当然だったろうというふうに思うんですが、どんな相談が多かったか、少し御披露いただければ。そういう内容が分かれば少し御紹介をお願いしたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

千葉県とか、そういうところからお試し居住に来られて、広川町がどういうふうなところか、そういうところを見ていただいたり、広川町に関してのどういうところかという相談があったりというのが26件、相談件数があります。やっぱり立地とか、求人の問合せもあっております。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番梅本哲君。

○11番（梅本 哲）

分かりました。いろいろ内容は多いというふうに思いますが、しっかりひとつ対応していただきたいというふうに思っています。

次に、協働推進課長のほうにお伺いしますが、住民は時代に合った生活様式に憧れておりますし、住み慣れた居住環境が続くことを切に願っておるという状況だというふうに思います。これを狙いとする実践中の施策がございますが、その施策でございますスタートアップと第2次地域コミュニティの事業について校区内における3年度計画の概要をお伺いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（野村泰也）

協働推進課長。

○協働推進課長（藤島達也）

まちづくりスタートアップ事業では、令和2年度に7つの団体から申請がっております。事業内容としては、里山保全活動や散策ルートの整備、休耕田などの空き農地を活用した植付け・収穫体験、結婚サポート、中学生や高校生を応援する事業など、広川町に対する愛着が強く、広川町をよくしたいという意識が強く感じられる事業でございます。また、事業の一部は上広川校区内で活用が含まれておまして、3年度も継続して募集を行っていきたいと思っております。それと、スタートアップ事業の中でも複数の行政区が連携した活動なども募集をしたいと思っております。

地域コミュニティ推進事業につきましては、令和3年度から第2期がスタートするわけですが、令和2年度に5年間の地域づくり計画書を策定する必要がありましたが、上広川校区では全ての地域において策定が完了しております。その計画書では、人口減少と高齢化などの課題がある中で、共通するのは、安全・安心な地域をつくること、サロンなど高齢者の触れ合いの機会をつくること、住民同士が交流できる活動を行うことなど、重点が置かれております。これらの活動を通して、住み慣れた地域で協力しながら生活し続けていきたいという意識が基盤にあるということで、町としても支援していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番梅本哲君。

○11番（梅本 哲）

3年度も引き続き真剣に取り組んでいくというその計画が出ているようでございますので、しっかり御指導をお願いしたいと思います。大体、上広川校区の重点事項というのは似通った事項が多いというふうに思っております。そういう内容も多いというふうに思いますので、先ほど町長のほうから御答弁のありましたこの成果の中で、上広川校区の各行政区個々の対

応はこのコミュニティ事業等で進めておられるけれども、ネットワークの土台づくりについてはやや弱いと、まだ進行中で、なかなか成果としては評価できないというふうなお話もございましたので、ぜひこの第2期のコミュニティ事業、5年間というところで、その内容を締めたいということをお望みしておきたいというふうに思います。

それから次に、政策調整課にもう一点お伺いいたしますが、住民の愛着度というのは、アンケートによると、町全体で85%以上に上る。上広川校区については、先ほど町長の答弁の中にもありましたが、その意識はかなり高まっているんだけど、実態としては、人口、世帯数ともに減少の一途であるというふうなことでございました。これについてももう少し、内容等がどういうふうな状況であるのか、数値的に人口、世帯数の減少がどのような状況にあるかということをお数字でもって示していただければ大変ありがたいと思いますが、分かるならお伺いいたします。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

上広川校区の転入、転出に関してなんですが、人口に関しては、2015年から2019年の5年間で転出、転入の動向、住民移動届の集計なんですけれども、それで、その中で外国人の転入、転出、町内転居、施設の入居者を除きまして、転入が417人、転出が547人、130人の転出超過となっております。単年度でいいますと、2019年につきましては、転入が92人、転出が113人で、21人の転出超過となっております。

また、世帯につきましては減少はしておりません。世帯数の変化につきましては、5年間におきまして、これは外国人も含む世帯にはなりますが、41世帯が増加しております。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

11番梅本哲君。

**○11番（梅本 哲）**

よく分かりました。要するに人口は転出のほうが多いということですが、世帯数はほぼ変わらない状況だということでありまして、これは当然、亡くなったり、あるいは学校進学、それから就職、結婚、そういうふうなことで自然減というのは当然あり得ることです。ただ、住民の住み続けたいという方は、やっぱりほとんどの方がそう思っているから、だから、こういう世帯数が減少していないというふうに私は思いますので、この住み慣れた環境について、またしっかり住民の方が喜ばれるような施策を進めていただきたいというふうに思います。

これから、この事業の継続によって国道3号バイパス構想とも相まってきますが、非常に今、校区振興には強い追い風があるというふうに思いますので、これをしっかり実のあるものに仕上げただけで大変ありがたいと思います。最善の努力、最善の支援を要望しておきたいと思います。

次に、普通河川の管理対策について建設課のほうにちょっとお伺いしたいと思いますが、護岸管理の現況についてでございますけれども、河川の形状が変化するというのは、大雨もありますし、流れも速い、蛇行している、いろいろな条件がありますので、この変化は当たり前前の状況だろうというふうに思います。



護岸と私有地が隣接しているというのが現況であろうかというふうに思うんですけども、大昔——大昔というか、ある程度管理されておるような状況のところは、ちゃんとそういう状況の確認が早いというところで、改修も早いというふうに思っておるんですけども、その他の地域ですね、いわゆる可視できないようなところあたりは、後で見ると、こげなふうになつとるばいというふうな状況がかなりあると思います。

そういう点で、境界確認、どういうふうな状況で確認をされておるのか。それから、雑木や竹の繁茂、これが護岸を崩す原因にもなるわけですが、そうした状況の点検、チェック、これについてはどういうふうにされておるのか、また、河川流域の私有地の買上げ、管理するにも、非常に管理しにくいところもありますので、そういうところは買い上げていくと、それから、流れが変わっているところもやっぱり買い上げるという対象になるんじゃないかなと思います。その買上げの状況等について、どういう状況かお伺いをしたいと思います。

#### ○議長（野村泰也）

建設課長。

#### ○建設課長（樋口信吾）

まず、河川との境界の件なんですけれども、基本的には境界の確定につきましては、個人からの申請に基づいて、官民境界を行いまして、そこで確定しているところです。境界に当たりますと、国土調査を基本としておりますので、あくまでも調査士、そういった専門の方が境界確定に関わってもらう必要があります。事前に境界が出されている区域につきましては、事跡簿をこちらのほうで持っておりますので、それに基づいて復元は可能ですけれども、それ以外の箇所については調査士等の協力によってそこら辺の確定をしているところがあります。

それから、2点目の河川、護岸等、民地からも含めてだと思えますけれども、草木の繁茂、そういったことについての問題点の御指摘だと思いますが、そういった私有地から、あるいは護岸からの草木の繁茂等について、苦情等であちこちから建設課のほうに対応できないのかというような要望も上がってきております。町管理の区域であれば町のほうで対応できるんですけども、私有地からはみ出し等に関しましては、あくまでも個人様の管理となってきますので、町のほうからはそういったところに対して話がありましたならば、所有者をこちらのほうで調査しまして、除去のお願い等を文書等で、あるいは直接会ったりして行っているところであります。ただし、高齢化がかなり進んできておまして、なかなかこちらからの指導にも応じてもらえないというようなところもございます。こうした箇所等については、地域の方とも連携をお願いしているところであります。場所によっては、行政区のほうの道路愛護、河川清掃等と一緒にされていくということもありますので、そういった対応でのお願いをしているところでもあります。

それから、安全対策として、私有地の買取り、浸食したりして地形が変わった部分とか、そういった買取り等が可能かということの御質問ですけども、基本的には河川改修という形で、町が構造物を設置しなければならないかということ、必要な場所でないを買取りはしておりません。地形の変化等によつての買収というのは考えてありません。河川法によりますと、河川から1メートルは管理区域という部分がありまして、私有地であっても河川と同等の考え方をみなす部分がありますので、そういった部分については、そうした管理となろうかと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番梅本哲君。

○11番（梅本 哲）

じゃ、もう一点ちょっとお伺いしますが、しゅんせつ工事とか、コンクリート護岸内地の亀裂や陥没、あるいは根占洗浄等というのは非常に箇所が多いと、しかもまた、改修頻度が高いという、また改修せないかんごととなつるとというような状況が多いんですけれども、この強靱化対策については何か講じてあるのかどうか、その点の施工状況についてお伺いをいたします。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

河川施設についての長寿命化対策というか、その長寿命化の計画は持っておりません。近年、多くの河川で見受けられる河床の洗掘、それによって護岸が崩壊するような事例が多数見受けられておるんですけれども、地域のほうから一応その傾向がある部分等については要望等で町のほうに上がってきますので、それを踏まえたところで、先ほど町長答弁にもありましたとおり、底張りコンクリートを打ったり、護岸の基礎を深くする根継ぎ工という形を取ったりして対応を取らせてもらっています。あくまでも地元の要望等を基本としていますので、そこから上がった部分については対応等をしっかり考えて、対応に当たっていきたいと考えております。

○議長（野村泰也）

11番梅本哲君。

○11番（梅本 哲）

いずれにしても、普通河川のこうした改修工事というのは今後もずっと続いていくというふうに思います。先ほど御答弁の中にもありましたように、こうした対応についてはほとんど発生主義、そしてまた、不都合な事案が発生してから受け身で対処していく、要するに申請をされた部分のみ対処しているというのが現在の状況ではないかというふうに思っております。このままではやっぱり同じような状況が続いていくということもありますので、何か工夫しなければならないというふうに考えるわけであります。

そこで、管理についての提案をしたいというふうに思うんですが、やっぱり管理をするためには現況の把握が一番大事です。現況が分かっているなければ何ら対応できないという状況であります。そこをきちんと押さえていく必要があるというふうに思います。したがって、この関係につきましては河川ごとのカルテを作ると。要するに形状、地質、水量、工事履歴、そういうのはデータが全部あるわけですので、そういうものを整理して、河川ごとのカルテを作って、そして、これからの対応に備えると、そういう方法が一つあるんじゃないかというふうに思います。そして、この内容を行政区と共有すると。先ほどいろいろ行政区へも協力をお願いしているというお話もございましたので、さらにその面を強化するために、同じ内容のデータを共有して、お互いが監視体制を強めながら、なるべく合理的な管理をやっていくということが狙いでありますけど、その点についてもう一回、建設課長の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

カルテ等のデータ管理等も確かに必要だと思いますけれども、そういった部分に持っていても、最終的には現状把握で、地元からの情報発信が一番の最短だと思っております。そのためには、やはり地域との連携というのは不可欠だと考えておりますので、今後も地元のほうと連携を取りながら、情報が上がった分野について早急に対応していきたいと考えております。

○議長（野村泰也）

11番梅本哲君。

○11番（梅本 哲）

先ほど丸山議員のほうからも質問がございましたが、今、まさにデジタル化の時代ということになっています。したがって、せっかくデータの的にはかなり蓄積されたものがあるわけですので、そういうものを有効に生かして、今、御答弁いただいたように、流域の行政区と情報を共有して、迅速な対応、合理的な対応をやっていくということをひとつ研究されたらどうかなというふうに思います。その点、ひとつ御検討いただくというところで要望をしておきたいと思います。

それから、最後の記念樹の関係でございますが、これまでこうした行政の歴史的な節目でいろいろ記念行事が行われてきたというふうに思うんですが、こうした植樹関係ですね、町の歴史とともに、その年輪を刻んでいく樹木等を活用した記念式典というか、そういう催しは過去ありましたでしょうかね。私の記憶する限り、あんまりそういう状況は見受けられないように思うんですけれども、何かあったら、ひとつ説明をお願いしたいと思います。総務課長お願いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

議員も御指摘のとおり、町がこういう何かの記念、何十周年記念であるとか、そういうところで、記念植樹として植樹をしたという記録は、ちょっと探したところございませんで、私も記憶にないところでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

11番梅本哲君。

○11番（梅本 哲）

今回は非常に立派な庁舎が建つという前提でございますので、後世に今回の建設の経過等を説明できるような、そういう植樹をぜひやっていただきたいということをお願いしたいと思います。答弁では、今後考えていきたいということで御答弁をいただいております。今後、樹種、あるいは場所については、いろいろ樹種によっては大きくなるものもあろうし、それから、場所についても、適当な場所がなかなか見つからないということもあろうし、ひとついい場所を見つけて御検討をいただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時7分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番栗原福裕君の登壇を求めます。

○4番（栗原福裕）

4番栗原です。町当局におかれましては、コロナ感染症対策等対応に取り組まれ、尽力されていることについて感謝申し上げます。私もコロナ感染症の早い終息を願っているところでございます。

それでは、通告書に基づき、一般質問を行います。

町では第4次総合計画を令和5年度まで延長されております。それと併せて、町の財政計画も令和2年度に見直しが行われているところでございます。その計画を見ますと、町税収を最大で見積もった場合と、町税収等収入を最少で見積もった場合で令和5年度までの見通しを立ててありますが、町税収等収入を最大で見積もった場合でも令和3年度以降は厳しい財政運営になるのではないかと懸念されます。

また、近年の経常収支比率等が示すように財政の硬直化が進んでおり、その対策等が必要な時期になっていると考えております。

そこで、町は今後の財政見通しをどう捉え、考えてあるのか、また、その対策等はどうか対応され、今後の各種事業に取り組まれていくのかをお伺いします。

あとは個別に質問席でお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

栗原議員の今後の町財政等についてでございます。

御質問の今後の財政見通しについて御説明いたします。

令和元年度までの決算状況を基に、令和5年度までの歳入歳出について再積算を行った結果、新規事業、重点化事業、投資的経費に充当できる一般財源を確保することが困難な状況であり、また、議員御指摘のとおり、経常収支比率が高い水準となっており、財政の硬直化が進み、非常に厳しい財政状況であると認識しております。

このような中、今後の財政対策としては、庁舎建設事業などの大型事業に対しては、基金の活用や交付税措置のある地方債を借入れしながら対応していきます。また、新規事業、重点化事業を実施する際には、既存事業の廃止、縮小などにより財源を確保した範囲内での実施を原則とすることとしております。

その他事業につきましても、事業の見直しを行い、経費の削減及び財源の確保を行ってまいります。

以上でございます。よろしく願いします。

○議長（野村泰也）

4番栗原福裕君。

**○4番（栗原福裕）**

コロナ禍の中、法人税等の落ち込みが懸念されますが、そうした場合、財政調整基金で補填するという形になると思います。財政調整基金は平成2年度末で約15億円程度となっております。財政計画の中で財政調整基金の今後の取崩しはどう考えてあるのか、また、幾ら最低限堅持されているのかをお伺いします。

**○議長（野村泰也）**

総務課長。

**○総務課長（丸山英明）**

今回のコロナ禍におきまして、法人税をはじめ、税収の減を危惧しているところでございます。法人税等の落ち込みにつきましては、令和2年度については減収補填債というのが起債できまして、基準財政収入額よりも減収となった分について起債をし、後年度の基準財政需要額に75%が算入されることとなっております。3年度以降につきましては、町税の落ち込みにより基準財政収入額が減額となった場合には地方交付税により適切に反映されるものと考えております。

それで、財政調整基金についてでございますけれども、令和2年度から令和4年度について各年度2億円から250,000千円程度の繰入れを考えておまして、令和5年度は1億円程度の繰入れになるかと予定しております。財政計画にありますように、令和5年度時点で10億円を堅持するというので、今後につきましても10億円は堅持していきたいと考えております。

**○議長（野村泰也）**

4番栗原福裕君。

**○4番（栗原福裕）**

10億円は堅持したいということでございますが、私も最低限10億円は必要じゃないかと考えておりますので、努力をお願いしたいと思います。

町長の答弁の中にも各種事業については見直しとか、そういうのを行って取り組んでいきたいということでございましたが、そしてまた一方では、有利な地方債の借入れを行って事業に取り組むというふうなことでございますが、その地方債等の借入限度額等は設けられているのか、お伺いいたします。

**○議長（野村泰也）**

総務課長。

**○総務課長（丸山英明）**

地方債の借入限度額につきましては、財政計画とかに財政指針の中で年間2億円という数字を持っておりますけれども、近年の国の事業につきましては、起債事業が増えておりますので、起債を借りる際にも交付税措置のある分から利用していくということで、それについては数字的にはちょっとオーバーをしておりますが、数字的には財政指針を持っているところでございます。

交付税措置のある地方債についてのみ借入れを考えていまして、また、計画上では基金の残高が著しく減少した場合など、総合的に考えて必要な場合は交付税措置のない地方債も借入れすることもあるかと思っておりますけれども、交付税措置のある分の起債で予算を立てていきたいと考えております。

○議長（野村泰也）

4 番栗原福裕君。

○4 番（栗原福裕）

ぜひとも借り入れる場合には有利な起債をお願いしたいと思います。

次の質問でございますが、この頃はあまり言われなくなりましたが、行財政改革です。

これまでもいろんな行革に取り組んできてあると思います。今後、そういうふうな行財政改革について、再度新たに設けられて取組が行われるか、お伺いしたいと思います。そうした場合、町民への負担増等も考えられるのか、お伺いいたします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

今、厳しい状況になってはございますけれども、新規、それから、重点化事業の選択と集中、それから、事業の効率化を進め、特に一般財源を伴う事業に対しましては、財源を確保した範囲内で実施をすることということで財政計画では明確にしたところでございます。

また、町民の皆さんへの負担増については今のところ考えてございませぬし、前のような行財政の取組についても今のところは考えてはございませぬ。しかしながら、協働による事業の推進、官と民の協力等を行いまして、検討課題について対処していければと考えております。

以上でございます。

○議長（野村泰也）

4 番栗原福裕君。

○4 番（栗原福裕）

今、総務課長の答弁では行革等は考えていないということと、町民に対する負担増も考えていないということでございます。ぜひとも内部努力によって実現できるようよろしく願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

財政計画の中で、経常経費の削減もうたわれているようでございます。行政業務が複雑多岐にわたる今日において、その削減が現実的に行えるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

経常収支比率につきましては、近年も90%を超えた状態が続いておりまして、この状態につきましては、広川町だけではなく、全自治体が経常収支比率が上がっているものと思っております。そうした中で、経常経費を削減するためには事業の見直しが必要でございまして、先ほど町長から答弁もありましたように、事業の廃止、縮小等、見直しを図っていきたくと考えております。

また、自治体のデジタル・トランスフォーメーションの推進が国のほうから出てきまして、アフターコロナ時代に対応するための各種システム等が今後加速化してまいるかと思っております。そうした中で、業務の効率化をより進め、経常収支比率の抑制に努めたいと考えております。

○議長（野村泰也）

4 番栗原福裕君。

○4 番（栗原福裕）

ありがとうございます。業務の効率化に努めていくということでございます。

財政指標ですね。例えば、実質公債費比率など、いろいろな財政指標があるわけなんです。令和5年度までの目標値があれば、基本的な部分で結構です、お教え願いたいと思います。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

財政健全化判断比率の4つの指標がございますけれども、まず、実質赤字比率は現在マイナスの2.17%、連結実質赤字比率が現在マイナスの26.66%となっております。こちらの指標につきましては、最低限0%を上回ることを考えております。また、実質公債費比率は現状8%となっておりますが、起債の借入れの際の許可が必要になってきます18%を超えないこと、それから、将来負担比率は現在20.8%となっておりますけれども、早期健全化基準であります350%を超えない、国が示す指標内を目標としているところでございます。

○議長（野村泰也）

4 番栗原福裕君。

○4 番（栗原福裕）

分かりました。ぜひともそういう目標数値を掲げられて、財政運営等、予算編成等に当たっていただきたいと考えております。

少し変わりますが、令和2年度に国勢調査が行われているわけです。速報値等で広川町の人口がどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

昨年11月1日時点で国勢調査が実施され、今、国のほうで集計を行われておりますけれども、速報値につきましては、令和3年6月に速報が出ることとなっております。前回調査時点からは全国的には人的には減っている模様でありますけれども、具体的な数値はまだ速報が出ておりません状態です。

○議長（野村泰也）

4 番栗原福裕君。

○4 番（栗原福裕）

分かりました。6月に速報値が出るということでございますが、その中で、今、日本全体が人口減少化社会に陥っているということでございます。広川町も人口が少なくなってきているのではないかと私も思っておりますが、財政計画の中身をちょっと読ませていただきますと、一部事務組合の関係も触れてありました。その中で、八女中部や八女地区消防組合、八女西部等の一部事務組合があるわけなんです。負担割合がそれぞれ決められてあります。その中に人口割が入っているわけですね。構成市町村、特に八女市と八女地区消防組合とか

八女中部とか公立八女総合病院とかについてはかかっているわけなんです、前回の国勢調査を見ますと、八女市は大きく人口が減少しております。前回、前々回の国調から比べると多分4,000人近く減っていたと思います。それから、広川町については微減というような状態だったと思います。これにつきましては、今回も八女市は大きく、多分、人口が減っているんじゃないかと懸念されるわけです。広川町は僅かな減少ではないかと、八女市に比べると人口減は少ないのではないかと考えておるわけです。

その中で、国調を基にする人口割が入っている一部事務組合があるわけですね。その影響は本町に大きく負担増につながってくると考えますが、特に八女中部や八女地区消防組合、それから、公立八女総合病院、八女市と構成している部分ですが、人口減の関係で本町に大きく影響されますので、そういうことについて担当幹事会、課長会等でこの負担割合について協議がなされてあるのか、各担当課長にお聞きします。

**○議長（野村泰也）**

総務課長。

**○総務課長（丸山英明）**

一部事務組合の負担割合の分でございますけれども、現在、国勢調査人口を負担の基礎としているところが八女地区消防組合と公立八女総合病院につきましては国勢調査人口を基礎としております。昨年実施されました国勢調査人口につきましては、議員が御指摘のとおり、八女市のほうがどうしても下がり幅が大きいのではないかと私どもも懸念しているところでございます。現在、速報値が出ておりませんので、試算につきましてはちょっとまだできていない状況でございますが、数値が分かり次第、試算のほうをしていきたいと考えております。

また、私は八女消防本部の幹事会のほうには財政担当課長ということで入っておりますけれども、そちらの中では、この国勢調査が終了後の負担割合については八女市さんのほうと協議を進めていくということで確認をしているところでございます。

**○議長（野村泰也）**

環境衛生課長。

**○環境衛生課長（小松朋雄）**

議員の質問の八女中部の件でございます。

八女中部につきましては、2月から新たな施設が稼働しております。人口割につきましては、いろんな市町村等の課題でございましたので、中部につきましては、今、人口割については継続協議にさせていただいております。また、これにつきましては、町の場合は合併浄化槽、汚水処理構想等も兼ね合いがありますので、人口の減に伴う八女市とは必ず人口の話し合いは折り合いをつけたいというふうに考えておりますので、今、協議中でございます。

**○議長（野村泰也）**

住民課長。

**○住民課長（谷口裕子）**

公立八女総合病院企業団に関しましては、構成自治体会議等の担当課長会の中でも、現在のところはまだ国勢調査の結果も出ておりませんので、協議をしてはおりません。御報告いたします。

以上です。



○議長（野村泰也）

4 番栗原福裕君。

○4 番（栗原福裕）

まだ国勢調査の数値が出ていないということで、なかなか試算等はできないかと思いますが、そういう数値が出ましたら、今後の影響が広川町にとってどうなるかというのをやはり試算されて、そして、それをもってそれぞれの幹事会なり課長会議でぜひとも協議をしていただきたいと思います。これにつきましては、それが変更にならない限りはずっと5年間は続いていくというふうな形になってくると思いますので、これについては私も八女地区消防組合の議員でもありますので、そういう数値が出れば、一緒になって議会のほうでも呼びかけをして働きかけをしていきたいと考えておりますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わりますが、今後の財政等につきましては、財政当局だけの問題ではなくして、職員一人一人が自分たちの問題として捉えていただきまして、町全体で財政問題に取り組みられるようお願い申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野村泰也）

次に、5 番江藤美代子君の登壇を求めます。

○5 番（江藤美代子）

皆さんこんにちは。江藤です。3 項目について質問いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、コロナ禍における住民支援策について質問いたします。

福岡県は昨年12月の補正で20億円を措置し、高齢者・障害者施設の職員への無料PCR検査を3月までに1人3回程度行うとしています。広川町の対象施設では、この検査を実施しているのでしょうか。また、県のPCR検査の対象とはなっていませんが、医療機関や保育園、幼稚園、学童保育、小・中学校などの従事者の方についてもPCR検査を行ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

また、子育て支援の観点から、給食費の無償化、補助を求めます。

また、高校生、短大生、専門学校生、大学生等への奨学金の給付制度の実施を求めます。町の対策をお伺いいたします。

2 点目、八女公立病院の運営についてお伺いいたします。

町は今後、病院事務組合の一員として、どのような考えで臨んでいこうとしているのか、考えをお伺いいたします。

3 点目、防災対策についてお尋ねします。

想定外という言葉はもう通用しないほど、毎年のように台風や線状降水帯などによる水害がここ広川町で発生しております。コロナ禍の中、住民は様々な苦難を強いられています。その上、自然災害などによる被害が重なることは最大限防がねばなりません。水害を防ぐために広川では下広川の河川改修が行われていますが、中流河川のしゅんせつが強く求められています。本年度のしゅんせつの実行状況はどのようなもののでしょうか、お答えください。

また、今後の計画についてお答えください。

また、避難場所、避難所対策についてお尋ねします。

昨年9月の台風10号では、事前に大雨の予報が丁寧に周知されたこともあって、多くの方が避難されました。避難場所の様子はいかがだったでしょうか。避難者数、避難状況、課題についてお答えください。

以下、質問席にて質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

江藤議員の質問のコロナ禍に対する住民支援策についてでございます。

高齢者施設及び障害者施設等の入所者に対する新型コロナ感染拡大防止を図り、施設での生活を守るため、福岡県ではこれらの施設従事者に対し、既にPCR検査を実施しています。

次に、医療機関従事者へのPCR検査につきましては、コロナへの感染リスク及び医療体制確保のため、医療従事者へワクチンの早期接種も始まっておりますので、その動向を見守りたいと思います。

現在、保健所が濃厚接触者と判断した人及び発熱など新型コロナウイルス感染症と疑われる症状があり、かかりつけ医が検査の必要があると判断した人は、保険診療によるPCR検査を受けることになっています。当町では、町及び周辺自治体の感染状況を見ても、この検査システムでは問題は生じていないと認識しております。したがって、町独自の検査への補助は考えておりません。

次に、子育て支援について学校給食費の負担軽減ができないかの御質問についてお答えいたします。

保護者が負担されている学校給食費は全て食材費に充てております。そのほかの人件費、光熱費、調理施設費等については町が負担をしております。現在のところ保護者負担の給食費の軽減については考えておりません。

次に、奨学金制度の実施についての御質問ですが、鶴寿奨学会基金については、平成21年度までは高校の授業料分として給付しておりました。平成22年度から高校の授業料無償化となり、平成23年12月の広川町鶴寿奨学会基金運営委員会において、基金の運用について協議が行われ、元金20,000千円は取り崩さないこと、基金の利息については小・中学校の図書購入費に充てることが決定されました。この9年間は鶴寿奨学会基金図書として、学校図書館で子供たちの読書教育に役立てています。

経済的な理由により就学が困難な世帯への支援として、福岡県が行う高等学校等奨学金や高等学校等入学支度金など様々な教育費の支援制度がありますので、現在のところ鶴寿奨学会基金を奨学金に充てるという考えはありません。

次に、公立八女総合病院の今後の運営についてでございますけれども、公立八女総合病院は感染症協力病院であり、新型コロナウイルス感染者で中等症までの患者さんに対し、医療の提供が行われています。感染の第1波のときは感染患者用ベッドを3床確保し、受入れ態勢を整えていましたが、第3波では県の要請等により13床を確保したものの、感染拡大の状況から緊急要請に応えるなど、一時は17人の患者を受け入れました。コロナ禍において、八女・筑後医療圏における中核的医療施設として、感染防止と患者の治療に当たるとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域の医療機関との相互連携や機能分担が進められているところです。

現在の運営や経営の問題点としましては、まず、コロナ病床を確保するためには、1つの病棟丸ごとを確保する必要がありますので、空床（空きベッド）の確保や入院及び手術の延期など、診療の制限をすることで病院事業は収入減という状況であります。あわせて、軽症患者の受診見送り、マスクの着用、手指消毒など、衛生面の向上及び他者との接触機会減少に伴い、インフルエンザ、ウイルス性腸炎などの他の感染症患者が減少するなど、これまでに経験したことのない収益減が見込まれているところです。

最後に、町の公立病院運営参画についてですが、顧みますと、昭和24年2月に旧八女郡28か町村の八女民生委員連盟により、内科、外科、病床数は一般12床、伝染8床にて開院し、住民の健康保持のために医療及び療養の完璧を期することを目的として再編を繰り返し、今日の公立八女総合病院に至っております。

このような中、平成28年10月17日付で八女・筑後医療圏における公立病院の在り方、中核病院の構想についての提案が久留米大学からあり、当病院企業団において病院機能再整備検討委員会の設置、その後、同委員会による公立八女総合病院の今後の在り方について答申がなされ、先日、企業団構成自治体会議にて報告されたところであります。

本町はこれまで当病院企業団の病院事業等の財政問題、また、医師確保などの諸問題、さらには今後の展望について、町議会並びに行政区長との議論を踏まえて考えを示しています。加えて、コロナ禍により考えなければならないことは、町内のきめ細やかな医療福祉政策であります。今後も町議会との協議を踏まえ、当病院企業団が主宰します構成自治体会議及び企業団議会での議論により、今後の方向性を見極めたいと考えています。

次に、防災対策についてですが、毎年のように特別警報級の雨が降る中で、時間当たりの降雨量は増加し、集中豪雨の傾向が高くなっております。このため、流水が土砂を押し流す力も大きくなってきており、河川内の土砂だまりも年々増加しております。こうした土砂だまりを取り除くしゅんせつ工事は、町管理の普通河川については町予算で、県管理の広川、長延川、高間川については県予算で実施しております。施工箇所につきましては、地元行政区からの要望を受け、河川への影響が大きいところから順次しゅんせつを行っております。県管理河川も地元から出された要望箇所について、八女県土整備事務所へ副申して要望しており、県は要望箇所の調査を行い、優先順位をつけてしゅんせつされると伺っております。

避難所の改善につきましては、平成30年度に策定した避難所運営マニュアルを令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策を重点的に改定しております。発熱などのある方に対しての対応マニュアルや定期的な換気、消毒の実施などを盛り込んでおり、体温計やパーティション、消毒液などの整備を行いました。昨年の台風10号では、町の自主避難所を5か所開設し、133世帯245人の方が避難され、区公民館では13か所に82人の方が避難されました。しかし、町や行政区が開設する避難所はコロナ感染症対策で収容人数に限界があります。避難先として安全な親戚や知人宅に避難することなどを検討していただくよう周知を行います。また、避難所における町職員の対応訓練や配置体制の整備を図ります。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法に基づき市町村において作成することとなっております。3月1日現在565名となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

広川町では昨年10月、住民ウェブアンケートを実施しています。その結果はどのようなもので、どのようなことが分かりましたでしょうか。

また、住民生活の実態を踏まえて、今後どのような支援策を考えていらっしゃいますでしょうか、お答えください。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

昨年のアンケートにつきましては、感染が拡大したコロナ禍の中でどのように住民との対話を行っていくかということが課題とありましたので、アンケート調査を行い、コロナ禍における住民の生活変化について調査を行っております。

一つ一つの結果につきましては、全員協議会で報告いたしました。回答率が少ないながらも、まちづくりアンケートと同等の回答数があり、量的な把握ができたと思っております。

全体的な結果につきましては、世代間や男女間、居住年数、正規、非正規などのギャップが見られております。それがなぜなのかとかの質的な把握をする必要がありますので、来年度はワークショップなどの機会を設けて住民ニーズの把握をしたいと考えております。

このアンケートの結果で、学生や居住年数が少ない方のまちづくりに興味を持つようになった方が多く回答がされているのが特徴であります。今後の施策につきましては、先ほど申しましたワークショップなどの機会を設けて、感染予防や支援、また、コロナの収束後のまちづくりに向けた取組を十分検討していくこととしております。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

私もアンケートの結果を見させていただきましたけれども、3点について、今、課長のほうからも今後、質的な把握をするためにワークショップなどを行っていくというお考えを出していただきましたが、1点目言われました非正規雇用の方が23.1%という結果が出ています。労働時間の減とか、労働日数の減、もちろんそれに伴いまして収入減というのが起こっています。一般的に非正規雇用の中での女性の割合はすごく高いというふうに言われています。また、それに対して国も休業支援金とか給付金の制度をつくっていますけれども、予算が5,400億円ということですが、2月4日現在でその支給額は701億円ということ。つまり、その支援の手が届いていない人がたくさんいるということだと思います。また、巣籠もり生活の中で、DVとか、性暴力とか、自殺などの増加も言われています。

女性、非正規雇用の方への相談体制とか、それから、いろんな支援策の周知、それから、その周知の手が届くように対策を取ることが必要なのではないかなというふうに思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

支援策につきましては、今後、こういう非正規と正規の、非正規のほうの収入が減ったと

このようなこともアンケートでは結果が出ておりますので、その辺のところを、先ほどワークショップと言いましたが、インタビュー形式でもできると思います。そこをまずどういうふうな内容なのかというのを把握しなくてはならないと思いますので、まずそこから始めたいと考えております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

ぜひ相談体制も含めて検討をお願いいたします。

次、2点目に、男性と女性のギャップが多かった項目がありました。特に、小学生以上の子供と同居している方についての数値ですが、住み続けたいと言われる方が男性は53.8%、女性はそれに比べ34.2%、また、もう一個、自分らしく過ごせるというのが女性は非常に低くて、14.5%、男性36.5%、暮らしやすいというのは交通事情とか買物とかありますが、これもやはり女性の比率が低いです。これが雇用などによる社会的な問題なのか、家庭の問題なのか、広川としての特徴なのか、それとも全国的に同じ傾向であるのか。日本はジェンダーギャップ指数が121位と、とても低い状況にあります。この点についてもぜひ掘り下げていただいて、施策につなげていただきたいと思いますが、いかがですか。

**○議長（野村泰也）**

政策調整課長。

**○政策調整課長（丸山信夫）**

男女間のギャップにつきましては、今回、20%程度のギャップがありました。この教育や家事に向き合う意識の変化の中で、若い男性の世代がもっと積極的に家事を担おうと思うようになったということで、そこら辺はこのコロナ禍で意識の変化がありますので、その辺のところもいろいろな意見を聞きながら、今後、対応していきたいと考えております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

ジェンダーギャップについては、それこそ特に日本は取り組んでいかなければいけない課題として言われていますので、そこら辺も進めていただきたいなと思います。

あと、アンケートについて3点目です。

感染した方への差別、偏見を憂い、配慮を求める意見が多数ありました。コロナ患者への詮索や差別がある。患者への差別や情報管理を徹底し、感染者へのケアをしてほしい。感染することは悪ではなく、周囲から後ろ指を指されることがないよう配慮することが大事である。感染することで差別的な扱いを受けるのではないかと不安であるという意見でした。その上に、改正感染症法や改正特別措置法が行われて、実施されて、命令に応じない場合には過料も科されるようになりました。また、罰則を嫌って事業者や感染者家族が感染を隠蔽する一方、周囲の疑心暗鬼は高まって密告度が増えるということにならないかと心配します。感染したことを非難される状況がさらに起きないように、対策を講じなければいけないと思います。

この感染した方への差別、偏見が起こっている状況についてどのように考えられますか、また、どのように対処していきますか。

**○議長（野村泰也）**

協働推進課長。

**○協働推進課長（藤島達也）**

今、議員が言われましたように、感染につきましては誰がどこで感染するというのも分からないような状態で、感染が第3波として拡大してまいりました。その中で、今、差別的なことが起こっているということでございますが、本町におきましては、情報の管理といえますか、県からどこの誰がとか、そこまで情報は来ませんので、全然誰が感染したのかも分からない状態ですので、町民も分からない状態で、職員も分からない状態です。その中で、やっぱり分かる情報だけを最大限住民の方に知らせていくというのが必要なことだと思います。

その中で、広川町についてそういう差別事象が起こっているということは聞いておりませんが、感染した人を差別しないようにということは広報紙を活用して啓発を行っておりますし、あと、県から送られてきましたポスターを掲示しまして啓発を行っているところでございます。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）**

コロナ禍による差別に対する対策についての教育委員会、人権・同和教育の観点ですけれども、今、協働推進課長が言われたように、広報紙での啓発ということで、5月号に掲載を行っております。そのほか、分館長会での研修を2回程度行っております。また、各小・中学校での校内研修及び職員会議での職員研修の実施等、そのほか、ポスター掲示等、そういったもので行っているところでございます。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

あらゆる機会を捉えて啓発を進めていくということに尽きるのかなと思いますが、よろしく願いいたします。

次に、PCR検査ですけど、高齢者施設、障害者施設、県が対象としているのは入所の施設だと思いますけど、その施設は何か所で、何人の方がPCR検査を受けられましたでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

福祉課長。

**○福祉課長（郷田貴啓）**

こちらの検査につきましては、もちろん県が実施主体でございます。町内の施設についてちょっと聞き取りをさせていただきました。町内の障害者施設、4事業者につきましては、全て施設で検査を実施したということで確認できておりますけど、高齢者施設、18事業所ご

ざいますが、そのうちの9事業所はPCR検査を実施しておりますけど、残りの9事業所に つきましては実施を希望しないということで、実施をされていないということで確認して おります。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

今言われたのは入所の施設の数ですね。入所施設だけを県は対象にしていますので、通所 施設は対象外なのですが、感染リスクとか、そういうことを考えると、入所も通所の場合も、 ほかにもいろいろありますけど、それは同じと思うのです。県のほうに、ぜひ高齢者施設、 障害者施設全ての従事者にPCR検査を行うように要請してほしいと思いますが、いかがで すか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

県が実施していますPCR検査につきましては、施設入所者が施設内で安全な生活を続け られるためのPCR検査ということで、その入所者に最も密接に接触される従業員さんに対 して実施しております。その他、今、議員が言われた通所施設とかその他施設につきましては、 町長答弁がございましたけど、今の段階としては全体的な動向を見守っていくというこ とで、実施の予定はありません。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

私が言いましたのは、町で実施してくれというのももちろんですけど、県のほうにそうい う要望を上げてほしいというのです。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

町の方向性としてはそういう考えですので、改めて入所施設以外について、町から県へ要 望することは考えておりません。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

クラスターが発生した施設にお尋ねに参りました。検温、マスク、手洗い、消毒、様々な 感染対策は徹底して行っている。しかし、クラスターが発生するのは、マスクをつけること ができないとか、耳の聞こえが悪くて大きな声で話してしまうとか、体を抱えたり支えたり して、くっつかないとケアできない、そういう密接、密着する病棟からクラスターが発生し たと言われました。コロナ禍の中でも、本当に日常的な活動を行って生活を支えてくださっ

ているエッセンシャルワーカーの皆さんに本当に感謝を申し上げます。また、その中でも、先に申し上げた密集、密着での仕事になる医療機関とか保育園、幼稚園、学童保育所、小・中学校などの従事者にPCR検査を行ってほしいと思います。

国はプール式の検査を行政検査として認めました。ある保育園の先生は、自分は症状はない。しかし、感染しているのではないかと不安になる。検査をすればいいと思うが、検査をしても、もし陽性だったら職場や家族などたくさんの人に迷惑をかけることになるのではないかと、これまた心配であると言われました。感情的には私もよく分かります。アンケートでも感染者への差別を不安視する声もありました。しかし、感染拡大を第4の波に変えさせないためには、無症状の陽性者を早く見つけ保護すること、これが科学的な考え方です。久留米市は医療とか高齢・障害者施設などの従事者にPCR検査を1月から3月にかけて、1人1回ですが、行うとしています。この検査を行う考えはないと言われましたが、この検査をすることによって無症状の感染者、あるいは発症前の感染者を見つけ、保護することは感染拡大を止める上で本当に大切なことと思うのですが、御検討いただけませんか。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

感染経路を追求しても把握が十分できない、あるいは市中感染というふうな状態、そのことによって感染者が増加している、あるいは下げ止まりが、感染者の数が少なくなるといったようなところでは、確かにこの検査によって無症状の感染者を発見して隔離、保護するという方法が唯一の解決策じゃなかろうかと思えますけれども、広川町においては1年間で20人、しかも、最近では発生をしていないというふうな状況がございます。したがって、そういった地域におきましては、具合が悪くなった人が病院にかかって医師の下に検査をする、あるいは濃厚接触者というふうに保健所が判断する人にPCR検査を実施すると、そういう現在の検査システムで十分な対応ができているというふうな判断をしております。

しかしながら、今後、変異種といいますか、そういったことで危機が迫ってきた場合は、あるいはそういうことが広川町でも起こることが予知されるようなことがあれば、やはり先ほど御指摘のような、できるだけ多くの方に検査してもらって感染を防ぐということが必要になるかも分からないというふうに考えております。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

もう一つ、これはアンケートの中にもあったんですけど、検査を希望する人に無償で検査をしてほしい、すぐ検査を受けられるシステムをとという意見がありました。本当に検査を受けなければ職場復帰をできないというわけではないけれども、濃厚接触者として認定されなかった。だけど、職場を休むようにかかりつけの医者から言われた、職場復帰するときに検査を受けなければいけないとか、高齢の親のところに戻るときに不安だから検査を受けたいとか、そういう人たちのために八女市では検査を受けた人に20千円とか10千円の補助を行っています。うきは市も補助を行っています。濃厚接触者とはなっていないけれども、個人的に検査を受けたい、受けねばならない人への補助についてはどう考えてありますか。

○議長（野村泰也）



住民課長。

**○住民課長（谷口裕子）**

感染を不安に思う方がお医者さんによる判断を経由しないという検査は、個人の感染状況を把握するということが目的となるため、現在、広川町では任意の医療機関における自由診療となるということも鑑み、個人負担で行うということになるかと思えます。

八女市のほうで補助をしておりますけれども、八女市の場合は10千円の上乗せで、12月から始めていらっしゃるけれども、現在まで18名の検査を受ける方が出ているということでございます。

PCR検査に関しましては、ほかに薬局等で三、四千円程度で検査を受けられる市販の検査薬を売っているというところも聞いております。そういう薬局での検査で陰性となった場合、そして、熱とかコロナに関するような症状がないというのであればよろしいかと思えますし、あった場合はぜひ病院に行って、確実に病院で陽性が疑われるとなりますと、PCR検査を保険診療で受けることができる体制は整っておりますので、それで現在のところ広川町ではやっていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

質問の途中ですが、暫時休憩し、午後1時から再開いたします。

午後0時2分 休憩

午後0時56分 再開

**○議長（野村泰也）**

それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

PCRの件について、八女市は、65歳以上、それから、基礎疾患のある人に20千円、それ以外の人に10千円の補助を行っているということです。本来であれば、PCRは国が全額負担で受けさせるべきだと思うんですね。だけど、コロナが発生して1年になりますけど、この間、本当にエッセンシャルワーカーの人たちは休むことなく支えていただいています。収束も見えない今、いつまでこれが続くのかも分からない状況なんですよ。今、自分たちが頑張っているのは本当に使命感だけなんですよと言われました。本当に申し訳ない気持ちで私はいっぱいになっているんですけど、医療従事者とかエッセンシャルワーカーの方にPCR検査をとというのは、確かに感染を防ぐというのがありますけれども、まだこれからいつまで働いていただかなければならないのかも分からない状況の中で、少しでも安心して働いていただければという思いがあります。

それから次、就学援助についてお伺いいたします。

就学援助、現在何件申請がありますでしょうか。それは何%になりますか。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）**

これはコロナも含めたところでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

今年度はコロナによる生活困窮者の方への対策も行ってまいります。それぞれ言いますと、

まず、小学校ですけれども、通常行っている小学生につきましては84人です。コロナに関しての申請が49人あって、小学校の合計で133人が認定を受けてあります。率に直しますと、合計で11.7%の認定者率です。中学校についても報告しますと、通常行う就学援助が68人、コロナに関してが17人、合計で85人です。率にしますと、15.63%となっております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

申請の基準の所得が明示されたことが本当によかったなと思っています。教育委員会のほうからも、町の広報でも丁寧に丁寧に何度も何度も周知していただきました。その効果が現れているのだと思います。

新年度にまた新たに就学援助のお知らせを出していただけると思うのですが、3点改善していただきたいと思うことがございます。

1点目は、申請の項目の中に、生活保護とか、非課税の人とか、職業が不安定とかあるんですけど、この項目だけ見たら、ああ、もううちは駄目だなみたいに思われる方が多いので、その項目には当てはまらないけれども、収入が少なく非常に生活が苦しい世帯という項目を付け加えていただけないかというのが1点。

2点目が、提出書類、就学援助申請書とありますが、広川町教育委員会にありますとありますが、これはホームページからダウンロードもできますよね。それを付け加えていただきたい。

それから、受付場所が教育委員会事務局となっておりますが、平日なかなか役場に来られない方がいる。久留米辺では学校申請とかもしていますが、休日の開庁日に役場を訪れても教育委員会は開いていなかったという声も聞きましたので、そこを郵送とか、そういう申請方法も付け加えていただけないか。

3点要望します。いかがですか。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）**

現在、就学援助の申請につきましては、小・中学校を通じて児童・生徒全員に配付して周知を行っておりまして、より多くの方に申請をしていただきたいと思います。

それで、今言われた3項目につきましては今後検討しまして改善をしていきたいと思っております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

それから、すみません、漏れましたけど、基準所得についての明示も同じようにお願いしたいと思います。

それから次、鶴寿奨学会基金というのを20,000千円持っているわけですけど、今、本当に住民が困難に直面しているときにこそ、基金を使われるべきだと思います。町長が言われま

したように、確かに就学支援金というのがあって、10%への消費税増税と引換えに基準が下げられたりして、学費については実質私学も無償化になっていると思いますが、隠れ教育費と言われる学費以外のものの教育費は本当に大きなものがあります。特に、入学時は制服などあって、すごい大きな負担になっています。ぜひ鶴寿はもう一度検討していただきたいものです。

鶴寿奨学会基金条例第6条に「事業計画及びこれに伴う収支の状況は、毎年度の始めに町議会に報告しなければならない。」となっています。運営委員会は開かれているのでしょうか。運営委員会を開いて事業計画について話し合うべきなのではないでしょうか。お願いします。

**○議長（野村泰也）**

副町長。

**○副町長（飯田潤一郎）**

そもそもこの20,000千円を取り崩さないという決定は、基金の原資を寄附された方の意向を尊重するために崩さないということで決定しておりますので、ここで私どもが、じゃ、取り崩して奨学金しましょうと勝手に申し上げることはできないような仕組みになっております。

それから、そのように決定した以降、例えば、毎年奨学生が何人出て卒業しましたとか、申請が何人出てという毎年毎年の変化というのはあっていないんです。つまり20,000千円の基金を基に、利息で図書費として扱いますという毎年変わらない状況が続いてきていると。利息で奨学金を出しよったときには何名の方に出しましたとか、支給しましたとか、申請に対して何名出したという毎年の変化があるたびに運営委員会というのを開催して、実績報告なり、次の年の方針案を決めよったわけです。そもそもそういうことができなくなって、一つの考え方できているもんですから、その開催の必要はないという判断をしておりますので、してはおりません。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

運営委員会の開催の必要がないということですが、であれば、「毎年度の始めに町議会に報告しなければならない。」という条例を改正すべきではないかなと思います。

すみません、次に行きます。

あと、給食費の無償化については、町長はそういう考えはないということは以前よりお聞きしております。しかし、期間を切って、ほとんど3か月ですけど、県内の小・中学生に給食費の無償化を行っているところが4自治体ありました。ぜひそこも検討していただきたいのですが、3月の議会の折に町長は、広川町も米を生産しております、ですから、一時期、米に対する補助金を出したらどうかという話もあったんですが、残念ながら広川産米が広川で消費されていないような状況なんです。米飯給食に対する補助金とか、そういうことは町の産物消費ということを考えますとできるかなというふうに思いますが、現在のところはそれがなされていないという状況ですというふうにお答えいただいております。

現在、米飯給食は週何回で、一月当たり幾ら、それを年間、全児童分、全生徒分補助するとなると、幾らの予算が要るのでしょうか。

○議長（野村泰也）

教育次長。

○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）

すみません、その計算の資料につきましては手元にございませんで、申し訳ありません。後で御報告したいと思います。（発言する者あり）

米飯給食については週4回実施しております。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

次長のほうから出していただいた資料を私は持っていて、一月当たり小学生は351円、中学生は400円。大体計算しますと、7,000千円ぐらいの予算かなと思いますので、町長の3月議会の折の答弁がございませぬ。ぜひとも米飯給食の分の補助というのを御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

副町長。

○副町長（飯田潤一郎）

保護者の教育に関する負担減ということからの質問かなと思いますけれども、冒頭申しましたように、まず、広川町は自校方式ということで最も食育の最前線の方式でやっております。それは当然金がかかります。じゃ、センター方式にしてというふうな話もありますし、どこか弁当の中に異物が入ったところなんかというのはセンター方式でもないですよ。民間業者から弁当を取っているという給食のいろんな方法を考えますと、広川町では直営といいますか、自校方式で学校でしていること自体は私は、手前みそですけども、評価していただくべきだと思います。

ですから、確かに保護者の給食費の負担のことも考えられますけれども、給食全体のことを考えれば、私は現在のままで十分な行政としては取組をしているというふうに考えております。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

私も広川の子育て支援については本当に誇らしいと思う施策がたくさんございませぬ。中学生までの医療費無料化とか、少人数学級に向けての取組など、本当に誇らしいと思う施策をたくさんしていただいております。予算の面もありますし、いろいろございませぬけど、ぜひ今後検討していただきたいなと思っております。

次、公立病院ですけど、公立病院の件につきましては町長より御丁寧に説明していただきましたので、1点だけお伺いしたいことがございませぬ。

公立病院の運営について、平成29年、町は早期の民間譲渡が最も適切な選択であるというふうに出していたと思っておりますけれども、八女市が公立を維持すると言っている以上は、町は民営化に触れるべきではないかなと思っておりますが、この点いかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

副町長。

**○副町長（飯田潤一郎）**

現在の町の考え方というのは、先日、構成自治体会議がありまして答申の説明を受けた。そして、その答申を持ち寄って、次回、3月末に2回目の構成団体の会議がございます。そこで臨むべき私たちの考え方としては、先日、全協で申しましたように、民生病院発足当時から長年の時間の経過によって、構成自治体における医療環境、あるいは医療行政、課題、やっぱり少しずつ違ってきているわけですね。ですから、まず、そういうところをお互いに出し合って、相手の立場、相手の現状なんかを知り合いながらというところから出発しようというようなことを申し上げたと思います。そのとおりです。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

分かりました。ありがとうございます。

私も公立病院の方にお話を聞きに伺いました。渡邊町長は本当に長年にわたって公立病院の運営について様々な示唆をしていただいているというふうに話されました。八女地区、筑後地区の医療体制、そして、広川の実情もしっかり踏まえて、今後も話合いが進められていくことと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

次、河川のしゅんせつについてお伺いいたします。

本年度のしゅんせつ箇所と、来年度の要望、どこを上げていらっしゃるかを教えてください。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

まず、今年度のしゅんせつ箇所であります。県営河川が広川については一応井堰周辺、それから、藤原橋の下流、長延川においては野間橋の下流ですね、その3か所をしゅんせつされております。それから、町が管理する普通河川につきましては、長延の堂面川並びに東福寺川の2か所のしゅんせつを行っております。

それと、来年度に関しましては、地元の行政区のほうから要望を受けておりますので、4行政区から6か所のしゅんせつ要望がなされているところです。これにつきましては県営河川のほうについてはそれだけの要望がなされていますので、ここにつきましては八女県土整備事務所のほうに要望しております。町のしゅんせつ箇所については大体同じ場所がたまる傾向にありますので、そこを経常的な維持管理予算として確保しておりますので、その範囲内で対応を取っていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

来年度のしゅんせつ要望箇所、4行政区6か所と言われました。それは区のほうから上がってきたものでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

区のほうからの要望です。要望につきましては、個人さんから上がってくる分に関しては区長を通して要望してくれというふうな話をしております。それは一個人からとなってくると、いろんな形の要望が出てきましてなかなか調整が取れません。また、区長自身がそこら辺の把握ができていないという部分がありますので、必ず区長を通しての要望をお願いしますということっております。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

確かに地元のことは区長さんが一番よく御存じと思うので、そのシステムは本当に大事なと思うんですけども、来年度、当条の要望が上がっているでしょうか。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

当条は今のところ入っていません。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

当条の区長さんは、今、災害復旧で工事をしてもらっていますので、それでいいかなと思って要望しなかったと言われましたけど、五ノ家地区は本当に広い範囲にわたって浸水しますよね。車もやっこきライスセンターに持っていったけんで間に合ったみたいな話も聞きますので、区からの、もちろんそれが基本でしょうけど、町として必要なしゅんせつ箇所とか、そういうところはないのかというのを判断していただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○議長（野村泰也）

建設課長。

○建設課長（樋口信吾）

当然、町自体でもその確認はしております。もし必要があれば、区長さんと相談して一旦上げてくださいというようなことで対応している部分もあります。五ノ家の箇所については、しゅんせつという問題点だけではなくて、護岸、堤防が低いんですよ、ここが根本的な問題でありますので、別途そこは県のほうにはいろんな形で要望をしております。

しゅんせつについては、一応町独自でも確認はしております。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

分かりました。よろしく願いいたします。

あと、1つお尋ねしたいのは、今、智徳の辺で転倒堰とかの大がかりな工事がありますけど、その工事を行うことによって、堰の上流のほうの防災効果とかというのもあるんでしょうか。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

**○産業振興課長（井上新五）**

井堰があることによって大雨のときには水の流水を阻害するという関係になりまして、転倒井堰にすることによって上流の河川水位というのは若干低くなる形となります。通常、阻害していけば上流に向かって水位が高くなりますので、その阻害する要件がなくなりますので、上流の水位は低くなる計画です。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

分かりました。

緊急防災・減災事業債というのも5年間延長されておりますので、県のほうに強く強く要請していただきたいなと思います。

次、避難所についてお伺いいたします。

町は、密になるのを避けるために、知り合いの家とか親戚の家への避難というのを呼びかけているというふうに聞いています。段ボールパーティションとかも購入していると思いますが、それは活用されていますでしょうか。

**○議長（野村泰也）**

協働推進課長。

**○協働推進課長（藤島達也）**

段ボールパーティションのほうを購入いたしました。職員のほうにも段ボールパーティションの組立て方とか行っているわけですが、実際、2年度の台風とか大雨に対しましては段ボールパーティションは使用しておりません。

段ボールパーティションは、長期避難とかのときに、やっぱりプライバシーの保護であったり、コロナの感染防止のためには必要でございますが、短期の避難のときはソーシャルディスタンスを取って、マスク、手指消毒などの対策を取っておれば感染の可能性はないということで、昨年の避難所運営については使用していません。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

5番江藤美代子君。

**○5番（江藤美代子）**

9月のときには相当な密でしたよね。そしたら、その密を防ぐためにも段ボールパーティションというのは使えるのではないかなと思いますので、今後、御検討をお願いします。

それから、体育館に避難ではなく、中広川とかは和室を使っておりますね。冷暖房の効く部屋、場合によっては普通教室なども使えるように検討をしておくべきではないかなと思います。

あと、避難行動要支援者、先ほどの町長の答弁では565名というふうに言われましたが、同意を得て名簿に登録をしている人はその人数でいいですか。

**○議長（野村泰也）**

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

避難行動要支援者名簿のうち、本人の同意を得て個別計画をつくっている方は73名となります。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

同意を得て名簿に挙げられた73名の方は、民生委員さんや区長さんのほうにその情報を提示して、そこで自主防災組織として対応するというふうになっていますが、区長さんとか民生委員さんと連絡を密に取って、更新したり、確認したり、修正したりというのが必要ではないかと思いますが、できていますか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

名簿の更新につきましては、年1回、区長さん、民生委員さんに変更の分だけは差し替えをしておりますので、今後も随時密にしながら、支援体制のさらなる充実をお願いしながら進めたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

こういう制度があるということを見つけてお知らせしてあると思うんですけども、例えば、公民館とか公共施設などに避難行動要支援者名簿に登録しませんかというようなチラシを作って周知を図るということはいかがでしょうか。

○議長（野村泰也）

福祉課長。

○福祉課長（郷田貴啓）

現在、周知につきましては、高齢者福祉ガイドブックというのを毎年作って、老人会やサロンとかのときに差し上げたり、また、高齢者については場合によってはケアマネジャーとかがお世話でおられますので、そちらの研修会とかでもそういう周知をしておりますので、今、議員が言われた方法でも地区の公民館にも周知して進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村泰也）

5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

本年度の国の予算で避難所での感染対策という項目も対象になっています。この制度も活用して、ぜひ避難場所の改善を進めていただきたいなと思っております。昨年9月の折には、開設が13時となっていたのに、早くからたくさんの方が並んであったというふうに聞きます。多分、畳のお部屋に入りたいのかなと私は思いましたけど。町の職員の方もホールに畳を運び込んだり、24時間体制で本当に対応していただきました。大変だったろうと思っております。あ



りがとうございます。今後も皆さん、住民の命を守るために、避難所の改善、それから、呼びかけをぜひともお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（野村泰也）**

次に、1番山下茂君の登壇を求めます。

**○1番（山下 茂）**

皆さんこんにちは。1番議員の山下茂です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問させていただきます。

子供を取り巻く教育環境は大きく変わってきました。これは社会情勢の変化によるものがその一因と考えられます。そのことにより、子供たちの描く将来像や教育現場に求められている児童像も大きく変わってきております。

その幾つかの例が、グローバルな人材育成のための英語教育やコミュニケーションに必要な表現力、主体性、またはA I、I T、D XといったSociety5.0時代に対応できるプログラミング教育などです。このことにより学校現場でも大きな変革が求められ、令和より新しい学習指導要領に対応できる学校の環境整備が求められています。

令和元年度の文部科学省の中央審議会が出されていた「令和の日本型学校教育」の構築を目指すという方針にも、前にはよく使われていた生きる力、アクティブラーニングといった言葉が消え、主体性や深い学び、協働的な学びといった方向に大きく変わってきました。これは社会情勢や子供たちの環境も変わり、それに応じて国の方針も変わりました。

広川町も、広川町の実情を踏まえた上で、町の新しい方針や施策なども変わっていかねばいけないのではないのでしょうか。広川町で行っているきめ細やかな教育環境整備事業も、小学校の少人数学級も、国の35人学級の下に見直しの時期に来ているのではないのでしょうか。今後の広川町の教育委員会の方向性とそれに伴う対応について質問いたします。

あとは質問席にて伺います。

**○議長（野村泰也）**

教育長。

**○教育長（吉住政子）**

山下議員の御質問の教育委員会の組織編成ときめ細やかな教育環境整備についてお答えいたします。

きめ細やかな教育環境整備事業につきましては、学力の向上や学校生活における教師と児童とのきめ細やかなコミュニケーションを図ることを目的に、平成28年度より小学校において少人数学級を行っております。平成30年度までは全対象学年で実施することができましたが、令和元年度は常勤講師が確保できず、実施できませんでした。本年度につきましては、議会の承認をいただき、非常勤講師を配置したり、教師の資格を持たない学習支援員等も配置することによりまして、きめ細やかな教育環境整備を行いました。

少人数学級を開始した平成28年度以降、子供たちの大きな伸びが見られます。町内小学校児童の学力については、全国学力・学習状況調査や福岡県の学力調査におきまして全国平均及び県平均の正答率を大きく上回っております。

また、国の政策で来年度から段階的に35人学級が導入されますが、少人数学級を実施することで一人一人の学力の実態に応じたきめ細やかな指導ができることや教師が児童の生活実

態を細やかに見取ることの効果が期待できると考えております。

今後もしめ細やかな教育環境整備事業の一環である町の少人数学級の取組については引き続き維持してまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

**○議長（野村泰也）**

1 番山下茂君。

**○1 番（山下 茂）**

ありがとうございます。学力状況などは上がってきているということはもちろん承知しておりますし、頑張ってきていると分かっています。

先ほども言いましたが、国のほうで35人学級が行われて、残るのが上広川小学校の30人学級だけが5年後ぐらいには対象になることだと思うんですが、上広川小学校の来年度以降の入学予定者を教えてもらっていいですかね。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）**

現在、令和3年度の入学見込み者数につきましては、上広川小学校については29名です。その後、令和4年度からにつきましては、現在のその年齢の子供の数のほうを報告したいと思っておりますけれども、令和4年度が27名、令和5年度が13名、令和6年度が25名、令和7年度が18名、令和8年度は12名ということで把握しております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

1 番山下茂君。

**○1 番（山下 茂）**

少人数学級のほうを続けるということでしたんですけど、今の人数を聞いていると、今後、可能性がないというか、そういうふうな目標を上げる意味があるのかと思っているところもあるんですよ。今後もそれを続ける必要があると思われませんか。上広川小学校の30人学級。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）**

先ほど教育長の答弁にもありましたように、少人数学級をすることによって、2つに分けることによってメリットというのはいろいろあるんですけども、現在のところ、今報告しましたように、30名を超えていない数字ではございますけれども、ただ、そのほかの通学区等々の事業も行ってまいりますので、そういったことで今後増えていけば、30人学級というのも実現はするのではないかと考えているところです。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

1 番山下茂君。

**○1 番（山下 茂）**

上広川小学校の問題もそうですけど、逆に中広川小学校のほうでは、現状でいいますと、今の4年生の学年なんかは42名、40名、41名と、40名を超える学年があります。これは特別

支援教室の子供たちが特別教室で授業を行われていますけど、学級になると、ほかの活動は一緒にしますので、クラスに入ってきますので、学校のクラスとしてはこういうふうには40名を超えるクラスのほうが出てきます。このままでいくと、来年度も3年生と5年生は多分中広川小学校なんかでは40名以上のクラス編制になるような状況になりますが、このあたりはどのように考えてありますか。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）**

今言われた特別支援の子供については入っていない数字になりますので、その分は別になります。

40人を超えた場合の対応ということですかね。

**○議長（野村泰也）**

1番山下茂君。

**○1番（山下 茂）**

国の施策の人数でいうと、特別教室のクラスの子たちは35人学級の割当ての数の中に、35人、30人とか、定数の中には入らないで、そちらのほうに行きますよね。でも、実際のところで、授業以外の活動になると、普通クラスというんですか、そちらのほうに入ってくるので、実情としては40人以上のクラス編制が行われていると思うんですけど、そのあたりはどうですかね。

**○議長（野村泰也）**

教育長。

**○教育長（吉住政子）**

特別支援学級は別個の学級になっていますから、全く普通学級とは違う学級としてあります。

ただ、その子供たちの様々な状況に応じて、可能な教科は交流学級として入るという格好にしておりますから、例えば、体育の時間とか美術の時間というふうに、その子の発達段階に応じて考えていますので、数は少し変わると思います。

それから、少人数学級のことですが、平成28年度から町長のほうに少人数学級をお願いしたときに、全部大体ざっと数えてみたんですね。そうしますと、中広川、下広川のほうは35人学級をしていただいて何とか2学級になる可能性があるんですが、数だけ見た場合ですね、上広川小学校はしばらく、ずっと後の子供たちの数を数えたら、35人を超えない数だったんですね。29人と30人とかですね。ですから、やはり上広川小学校は特に町の活性化事業の対象でもあるし、ここだけは30人学級をお願いしたいということで町のほうと合い議しまして、30人学級を認めていただきました。

そういうことで、先ほど申し上げましたように、実現できた学年では非常によかったということで、これまで1クラスしかなかった学校が2クラスになって子供たちが大変喜んで、僕たちのライバルがいると、いい意味で学級同士が競い合ったり、それから、集団が変わりますから、子供たちは力関係も人間関係も変わるんですね。非常に固定した、幼稚園の頃からずっと同じ環境の中しか学べないと、いい意味でも悪い意味でも力関係やいろんな人の見方が固定します。そういうことで、とても子供たちが喜んで、最初の3年間、該当した学

年は2学級で喜んで競い合ってくれました。

そうということで、上広川小学校の30人学級は町の校区活性化と絡めて、そしてまた、町で行っていただいております特例としての上広川小学校への入学を認める制度、全てを絡めて、何とか一人でも上広川小学校の児童を増やしていきたい。そして、やはりきめ細やかな教育をしたいということでやっております。

それから、山下議員から少人数になって集団が固定しないかということもお聞きしたんですけど、上広川小学校は同時に、今度は縦割りをしているんですね。縦割りをして、1年から6年まで別の集団をつくったりして活動しています。そうすることで、そのあたりの課題も克服するような工夫もしているものと考えております。

以上でございます。

#### ○議長（野村泰也）

1 番山下茂君。

#### ○1 番（山下 茂）

なぜこのような質問をしているかといいますと、先ほど言った国のほうでされている新学習指導要領で大きく変わってきております。1つは、個別最適な学び、いわゆる深い学び、それから、協働的な学びという部分が大きく変わってきております。

1 番目の深い学びというのは、いわゆるG I G Aスクール構想に伴ったパソコンやタブレットを使った指導法で、これは学習履歴やスタディ・ログみたいなものが分かりやすく、子供たちの主体性を主張しながら、子供たちのどこでつまずいたかということをより教師が分かりやすくするという課題です。

もう一つが、協働的な学びです。これは探求的な学習活動、子供たち同士で多様な他者と協働しながら、一人一人のよい点や可能性を生み出すことで、異なる考え方、異なる組合せで、よりよい学びを生み出すとあります。これは今まで行っている一方向の一斉型の学習ではなく、子供たちが共に勉強しながら、子供たち同士で勉強していくというような感じなんですけど、その例といいますか、学習の内容がそれに伴いまして大きく変わっていきました。

小学生の算数の2桁の問題ですが、問題の内容はこういうふうになっております。12掛ける25、A君は75と答えました。なぜ間違っただしょうかという問題です。最初聞いたときは、僕もなぞなぞかと思いましたが、これは授業を通していくと、大きく変わっていきます。B君は、どこを間違えたんだろうか、掛け算の単純計算で掛け算を間違えたんじゃないだろうか。C君は、繰り上がりを間違えたんじゃないでしょうか。D君は、十の位の計算を間違えたんじゃないだろうか。みんなで意見を出し合い、表現力、協働といったコミュニケーション能力をつける問題になっております。正解を解き出させるだけでなく、なぜ間違っただのか、なぜ違うのか、子供たちは算数を通じて多様性といった考え方や対処の方法を主体的に学んでいきます。これが基礎学力も深くなっていきますし、4年生になれば、同じところで小数点の問題で、どこで自分がつまずいたかということが分かりやすくなります。

これは実社会にもつながっていきますけど、先日、中広川小学校の給食費の集め方が変わりました。今まで中広川小学校のほうでは給食費の滞納や集金業務の大変さを考えて手集めにこだわってきましたが、口座振込のほうに変わりました。親御さんの負担はなくなりますが、学校の負担はもちろん増えます。ざっと計算して手数料は多分四、五万円ぐらいでしょうから、それは教育委員会のほうでどげんかなりませんでしたかということをお聞き合わせま

したら、いや、もっとかかりますよというお話でした。しかし、現在は500世帯の方に口座振込の手続をしてもらっていますが、口座振込の手続だけで2か月ぐらいかかるそうで、大変だからということで、結局、事務補助のほうを入れてもらっています。1,000千円ぐらいかかるという話もあったので、そういうことがあるのかと思いましたが、今ゼロ円の手数料がもし100円になった場合は、100円掛ける今の世帯ですので500世帯、その11か月で550千円となります。もちろん全体で見れば1,000千円を超える金額になると思うんですが、先ほどちょっと算数の問題を出しましたが、何かこういうふうな形で今まで単純な計算の知識教育みたいなものから、今度新しく変わった指導要領では問題解決の問題が問われるようになっていきたいと思います。

少人数より、今、広川で行っている介助員さんとか支援員さんとか、そういう方を増やしたほうがいいような気がするんですけど、その点はどうでしょうか。——すみません、少人数より、介助員さんとか、そういう方を増やしたほうがいいんじゃないかという意見です。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）**

先ほどの給食費の関係はよろしいんですかね。（「給食費はですね、そういうちょっとした例になります」と呼ぶ者あり）

給食費については、4月からJAのほうで手数料がかかることになりましたので、その辺についての手集めしても、振込先にまた手数料が何十万円かかかることになりますので、口座振替に変えたという経緯がございます。

それと、今言われました支援員さんとか学習支援員さんを増やしたほうがいいんじゃないかということについてですけれども、35人学級というのは今目標に掲げておりますけれども、前回の質問の中でも出ましたように、常勤講師がなかなか見つからない中、教育事務所のほうと話をしながら進めていっているんですけれども、なかなか見つからない状況で、その中で苦肉の策として、学習支援員さん等の数を増やして対応しているところですので、原則はやっぱり常勤講師を確保して少人数学級に取り組んでいるところなんですけれども、もし見つからない場合は、そういった形で対応したいと考えております。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

教育長。

**○教育長（吉住政子）**

何にお答えしたらいいかよく分からないんですけれども、私が子供の頃はベビーブームで、1クラス60人近くおりました。4年生の頃、お互いに話して、先生に言ったら60人で、すごいねとかいって、芋の子を洗うように生活してまいりました。

今、40人学級、35人学級というふうに学級の規模が言われているんですが、集団として見た場合、何名が適正かということとはなかなか難しいと思います。ただ、おっしゃいますように、今課題なのは非常に個人差が大きいことですね。テストをしましても、分布をしますと、非常に厳しい子たちがいる、それをどうやって上げるかということが課題である。それから、個人差が大きいということですね。その辺の個に合った指導をどうするか。35人になっても、それは課題が残ると思います。30人になってもですね。

ですから、おっしゃっていただきましたけれども、どんな集団であっても様々な形で子供たちを見取る方の存在は必要だと思っています。具体的には、今、勉強じゃありませんけど、スクールソーシャルワーカーも町で入れていただいておりますし、スクールカウンセラーも町費用で入れていただいておりますし、それから、体育の授業も個人差も大きいんですね。危険も伴います。そういうことで、町のお金で体育の専門家の方に入らせていただいております。その方々は特にけがの多い器械体操とか、そのような授業の時間、水泳とかに入らせていただいて、担任と共に支援していただいております。模範授業をしていただいたりですね。

そういうことで、何名が適正かということはこれからの論議もあるかと思いますが、やはりきめ細やかな指導をするためには、個に応じたいろんな支援員さんが必要であると思っております。

中広川小学校は、退職した先生方が私はもう教えませんと言いながらも来てくれて、短時間勤務してくれて、例えば、算数の時間に分からない子をちょっとおいでとって呼んで教えてくれて、ああ、分かったとってまた学級に戻るような指導をしていただいております。

そういうことで、本当に中広川小学校のような大規模校で35人学級ができない学年があっても、中広川小学校も伸びてきているんですね。やはりいろんな形の支援が実を結んでいるかなということを考えておりますので、議員おっしゃるように、私も様々な支援の方は必要だなということは考えております。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

1 番山下茂君。

**○1 番（山下 茂）**

ありがとうございます。

それから、教育委員会の編成というか、そちらのほうに少し話をさせていただきますけど、教育委員会制度が何年前ですかね、変わりました、教育委員会に求められる内容とか、そういうのも少しずつ変わってきているのではないかなと思います。多くの自治体とかが福祉の一部を教育行政のほうに入れて、割と子ども課みたいなのも設置してありますが、広川町でも広川っこすくすくプランに基づいて、昨年、広川町子どもサポートセンターが開設されました。あと、広川町では小学校につながるサポートセンターもございます。少し色合いというか、内容が違うのはもちろん分かっておるんですが、ここでの問題、課題はそのまま入学してくる児童、子供たちにつながってまいります。幼保小連携の教育が問題になるわけなんですけど、そのとき縦割りの問題等が出てくると思います。今度、庁舎が建ったら、何かそちらのほうと教育委員会が隣り合わせの場所になるらしいんですが、それより、構造改革というわけじゃないですけど、協働の取組方について質問させていただきます。

**○議長（野村泰也）**

教育長。

**○教育長（吉住政子）**

お答えいたします。

同じ子供たちを扱うわけですから、当然、連携は必要でございますし、課が違ったりしますけれども、現在でも様々な形で連携しております。例えば、家庭的に課題のある子供については福祉課としっかり連携したり、児相とかとも一緒に話をしたりしておりますし、それ

から、とにかく様々な形で、縦の幼保小中連携につきましても、幼稚園は本来文科省の管轄なのですが、広川町の場合は私立幼稚園ですので、なかなか直の指導が難しゅうございますけれども、会議の中では必ず幼稚園、保育園代表の方も入っていただいて、そして、小・中、高等学校まで入っていただいて、生まれたときから青年期までを縦につなぐような教育を見通したいということでしております。

そのような取組をしていますが、将来的に町のほうで組織を改編して、もう少し社会教育、それから、子供たちの福祉あたりが絡めるような形も検討したいと入れておりますので、いろんな形でまたこれから案が出てくるものと思っております。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

1 番山下茂君。

**○1 番（山下 茂）**

それと、教育委員会に求められるところでもう一つ、施設の管理部門というのがなかなか大変じゃないかなと感じております。それは広川町は2万人ぐらいの人口のところの教育委員会で作られているので、普通だったら、教育課のところに、例えば、総務部みたいなものとか施設管理課とか、そういうものがあるんでしょうけど、広川町にはそういう部分がなかなか配置されません。

それで、先日も広川中学校の西側の昇降口のところのマンホールのほうが緊急車両が入り込んで穴が大きく空いております。ちょっとお聞きしたところ、事故ということで保険でどうかしますよという話でしたけど、事故の状況を聞いてみますと、マンホールの穴が90センチぐらいあるそうなんですけど、枠自体が90センチで、マンホールの蓋というか、それが割れたとか壊れたとかじゃなくて、枠ごとマンホールの穴の中に入っていると。普通ではちょっと考えられない、素人の僕から見ても設計ミスか工事不良といいますかね、そういうものではないかなと思います。ただ、これは多分昔の合併浄化槽から引き込んでいるものを使ってあるので、そういう工事になったのかなとは思いますが、教育部門の方がこういう工事なんかを見ても、こういう事故とか——事故といいますか、こういうことが起きなければ、なかなか気づきにくいと思うんですよね。

広川町のほうでも土木や設計を担う人材が不足しているとも聞いておりますが、施設管理の部分のほうから、教育委員会のほうから今後何か管理の在り方というか、その辺に関して少しよろしいですかね。

**○議長（野村泰也）**

教育次長。

**○教育委員会事務局教育次長（中島 孝）**

御指摘されている広川中学校の事故に関しましては、消防署のほうから訪問されたときに、消防車が10トンの車両だったそうです。1つのマンホールについては荷重500キロまでは耐えるけれども、完全にオーバーしているということで、今回についてはそういったことで耐え切れずに起きたということの報告を受けております。

今までは一般車両もどんどん通過しておりましたけれども、今まで特に問題がございませんでしたので、特に問題ないと思っていたんですけれども、今回の事故でまた今後そういったことも想定した上で考えたいと思います。

施設担当の職員というお話ですけれども、施設担当がいたら今回の事故が防げたかという  
と、そうだとはいちょっと私は考えにくいんですけれども、以前、学校建設を行っているときは  
確かに施設担当の係長が専任でございましたけれども、現在は施設もできまして、現在は施設  
担当ということで担当職員が1名おります。

庁舎建設に合わせて、今、機構改革の話も出ておりますので、今後、学校の施設等も老朽  
化等して、度々緊急に修繕するような事案も出てきておりますので、必要があれば、人事の  
担当の課と政策調整課のほうと協議をしていきたいと考えておるところです。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

1 番山下茂君。

**○1 番（山下 茂）**

そしたら、もし機構改革があるなら、スムーズに移行されて、また新しい体制を取って  
もらえるとよろしいかなと思います。最後に3点要望というか、お願いみたいなのをです。

1点目は、先日、補正予算の委員会のときに質問しようとしたら、補正予算と違うの  
ということで言われましたので、こちらのほうで質問させていただきます。

今年度の補正予算で特別教室のエアコンの設置が予定されております。このこと自体は問  
題ございませんが、中広川小学校のほうでは、昨年夏、電力不足があって契約をアップされ  
たりとかデマンド契約とかをされていると聞いておりますが、現在、G I G Aスクール構  
想の下、LAN工事の配線をしております。もちろんLAN工事が終われば、LANのほうは  
ずっと待機電力を使います。パソコンも700台以上、新しいパソコンが入ります。そう  
いうのを考えますと、夏場の電力不足、特に暑いときの電力不足は明らかです。契約  
アップも今後考えますという話でしたが、それも一つの手でしょうし、太陽光パネルと  
学校の消費電力は割と相性がよさそうです。前の議会でも屋根貸しの話等もありまし  
たが、そういうのもいいでしょうし、太陽光をうまく使ったりとか情報収集もして  
新しい方法を考えていただきたいと思えます。

八女市の電力会社では、太陽光パネルを無料で設置し、緊急用の充電設備をして  
くれるというような業者もあるようです。その詳しい内容については3月11日にNHK  
で放送されるということだったので、そういうのもよかったら参考にしてもらいたい  
のと、700台のパソコンの管理ですね。先生たちの負担感が出ないような、また、  
電力の充電の仕方等も配慮をお願いしたいと思います。

2点目が、来年度行われるICTの拠点校、下広川小学校のほうを一応検討されて  
いることですが、本当に忙しい中、小学校のほうでも物すごく準備をされて  
おります。しかし、ICT、パソコンとなると、小学生ではなかなかメリット  
といえますか、プラスになる部分が少ないかなと思います。将来的には中  
学生ぐらいでそういうICTを上手に使った教育をしてもらいたいと思  
うんです。タブレットになると、動画や音が出て通信が出せる  
ということだと、単純に考えますと、ALTといえますか、英語教育、  
動画を見られて、リスニングなんか上達することが考えられます。  
今回、パソコンも100台ぐらい多めに買ってあると思えますので、  
そういうパソコンを、国際交流団体、広川町の中でもH i F A  
とか、いろいろありますし、300名近くの外国人労働者が来て  
おります。そういうところと昼休みや放課後、部活動とかで



英語の交流をしてもらったりとかして、広川町のほうでも英語教育にぜひ力を入れてもらって、できれば全員英検3級合格を目指して、例えば、町のほうでも補助なんかをしてもらって協力をしてもらいたいです。

それと、同じくパソコンに関しては、1億円以上出してパソコンのほうを整備しますので、それに伴う周辺機器の充実が必要だと思われます。例えば、GoProや3Dプリンターといったものは、GoProは映像の編集作業やZoom等にも使えますし、プログラミング教育も結構していますので、3Dプリンターなんか使っていくと、子供たちも十分勉強になると思います。3Dプリンターも家庭用のものであれば40千円程度で使えますので、その辺も御検討をお願いしたいと思います。

最後に、奨学金や就学支援金の考え方ですが、例えば、福岡県では保育士就学支援金制度というのがあります。これは県内指定の保育士養成施設、大学等に入学をして、県内の保育園、幼稚園等に5年間継続して保育士業務、就職をしてもらおうと奨学金の全額免除という制度があります。これは同じように、筑後市なんかでも、筑後市の大学に市外から来た生徒さんたちが筑後に就職をした場合は家賃補助なんかを取られております。広川町でも問題解決のため、課題のある専門職なんかに特化して施策等を打ち出したらどうでしょうか。同じく保育士が足りないようなら、同じような施策でもいいし、例えば、先ほど言った土木面や建設等に問題があるようであれば、八女工業高校や祐誠高校の土木科を対象に奨学金を出して、例えば、役場で従事してもらおうと奨学金を全額免除するとか、割と分かりやすく町の問題解決にもなるような施策を教育委員会からも考えていただきたいと思います。

質問は以上になります。

**○議長（野村泰也）**

教育長。

**○教育長（吉住政子）**

お答えは、ICTにつきましては竹下議員のお答えと重なってくるんですけど、私はパソコンが入ったからオールマイティーでないと思っています。まずは、各学校、しっかりタブレットを把握してもらわないと、そこをまずしっかりきちんと学校でしばらく保管してもらおうと思っていますから、全て機器も用意していますから、しっかり管理してもらおうことを考えていまして、貸出しは考えておりません。

それと、拠点校を下広川小学校と言いましたが、中広川小学校も教頭先生が大変お詳しいこともあって、どうしてうちが拠点校じゃないんだろうかという顔をしておられまして、本当に私たちはちょっと抵抗があるんですが、若い先生方は楽しみに待っている面もあるようです。

そういうことで、今は英語とかでどんどん使っていますけれども、多分、理科とか生活科とか、いろんな科で使われると思います。無理をしないで楽しんで使っていて、それが学びにつながるような、無理をしない形の子供たちの興味、関心を深めるような機器として使っていただきたいと思っています。私たちが心配する以上に先生方は楽しんでおられる面もありますので、ただ、そこだけで教育が終わると思われちゃ困りますから、しっかりとどの分はどう使うかということの研究をいただいて、たくさんのお金がかかったタブレットでございますから、活用をお願いしたいと思っています。そういうことでございます。

**○議長（野村泰也）**

1 番山下茂君。

○1 番（山下 茂）

ありがとうございます。そしたら、中広川小学校なんかは現状は3分の2が10年未満の若い先生方で、20代の先生が3分の2を占めているという状況です。もちろん若い先生方のほうがパソコンなんかは上手に使われると思うんですが、教育面を考えると、それをまとめるといえますか、そういう先生も必要になってきます。できれば、そういうのも同じように考えてもらいたいと思います。ありがとうございます。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。

午後1時58分 休憩

午後2時7分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、全員おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番竹下英治君の登壇を求めます。

○3 番（竹下英治）

現在の新型コロナ対策、当初の見積りよりは我が国のワクチンの獲得状況は芳しくない状況にあるようですけれども、いずれにいたしましても、接種の体制を整えることが我が町にとっても喫緊の課題となっているのだと思います。

ワクチンの接種については、どうも皆様のお話を伺っておりますと、特に御高齢の方はかかりつけ医のお医者様の意見を聞いて実施するかどうか判断をしたいという方が多いように思います。さきに住民課より御説明はいただいておりますけれども、どうも御高齢の方々には個別接種が向いているのではないかと考えております。また、片や若い世代の方々のためには集団接種も必要かなというふうに思っております。

よって、当初は個別接種が主体、後には集団接種が主体となるのではないかと存じておりますけれども、いずれにいたしましても、医療従事者の協力、御支援が不可欠でありますので、町としてもよろしく御計画、御調整をいただきたいというふうに考えております。

さて、町議を拝命いたしましてちょうど1年が過ぎました。この間は新人議員として不慣れなことも多く、また、コロナのせいにはしませんけれども、自分の活動状況を振り返って、深く反省しているところでございます。今年こそは自らの政治理念に従い、おもねること等はなく、当たり前ですが、町議としての本分を果たしてまいりたいと考えておりますので、今回の一般質問もよろしく御回答をいただきたいというふうに考えています。

ちょうど1年前の定例会で安倍前首相のお言葉をお借りして、私は2つの国難について発言をいたしました。その中の1つ、少子化問題につきましては、まさに新型コロナも影響し、合計特殊出生率1.4を割り込んだという状況にあることが報じられる等、さらに状況は悪化しているようであります。

さきの12月の定例会において、広川町の少子化対策は十分でしょうかという質問をさせていただきましたが、その折には明瞭な回答はいただけなかったと私は思っておりますけれども、我が町の少子化対策の効果、結果につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略の切り口から、後にしっかりと評価がなされるものと存じておりますので、この結果を待ちたいというふうに考えております。

あと1つの国難は、世界の、特に極東における安全保障の問題でありました。こちらのほうも大国間の貿易、技術、あるいは金融の覇権争いや、さらにまた、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延が複雑に絡み合って、まさに極東の安全保障環境は悪化の一途をたどっているように感じます。

例えば、自衛官であった私が驚愕したのは、本年2月、中国海警の武器使用に関する海警法が施行されたことにあります。従来、海警は我が国とは異なり、既に軍組織に組み込まれてはいましたけれども、今回の海警法の変更をもって、名実ともに海警は軍隊組織に編組されたことになると思います。

さらに、人権の切り口からは、新疆ウイグル族、チベット族、あるいは内モンゴル族に対する圧迫や、国家安全維持法制定後の香港における民主化への弾圧等があり、まさにこれらは平和国家を標榜し、民主主義を国家理念とする我が国にとって大きな脅威になっていると思います。

以上のことから、少子化、あるいは安全保障の問題はともに悪化している状況にありますので、地方行政に携わる我々にとっても今後とも直接的、間接的に真剣に取り組むべき課題であり続けるものと考えております。

さて、少子化に関する問題は、関係施策の評価の内容を受けて、次の定例会において行わせていただきたいと思っておりますけれども、本定例会においては、新疆ウイグル族等の少数民族への圧迫や香港の民主化運動への弾圧についてどのように考えておられるか、町長に御所見をいただきたいというふうに思っております。

また、これらの平和や人権に関する問題は、もちろん大人だけの問題ではなくて、将来を担ってもらわなければならない子供たちこそ重要な課題であり、今後さらに学校教育においても重要な教育内容となるのではないかと私は考えています。

よって、ここで令和3年度の学校における平和教育、人権教育の主眼は何であるのか、また、これを実施する上で創意工夫する事柄等はあるのかについて教育長にお伺いしたいと思います。

次に、冒頭述べました新型コロナウイルス感染症に関する事柄について質問をいたします。

教育長には従前から新型コロナウイルスの影響を逆手に取って学校教育改善のチャンスとできないのかというような趣旨で質問をさせていただいておりましたが、今回、GIGAスクール構想の事業が前倒しされ、年度末までに端末等が整備され、いよいよ令和3年度からICT教育が開始されることとなっております。ただ、鳴り物入りのICT教育ではありますけれども、先ほど若干教育長がおっしゃいましたが、学校教育の現状、実情全般の観点からは、何と申しますか、長所と短所が混在する状況となるのではないかと案じている次第です。

つきましては、学校教育における今後のICT教育の在り方について、そのあるべき姿について御認識を教育長にお伺いしたいというふうに考えています。

続きまして、上述いたしました少子化や安全保障以外にも我が国にとって国難といえる事柄に自然災害があろうかと思えます。

さきの定例会で中期的な河川整備の在り方について質問をさせていただきましたように、我が広川町においても防水の問題は今後ともますます大きな課題となっていくものと考えています。

先般からは久泉区行政区内の長延川の護岸整備も逐次行っていただいております、県も相応の

対応をしていただいているようではありますけれども、これら河川整備等の対策が一朝一夕には実現できない状況において、令和3年度の水難予防、水防について新たな施策や配意事項等があるのかを伺いたいと思います。町長の施政方針演説の中で若干のことはありましたけれども、特に配意事項、何かあるのかということについてお伺いしたいというふうに考えています。

昨年ほうまく台風はそれてくれたりしましたけれども、本年1月、気象庁が年間の降雨量に対する情報を発表しておりました。その中で、本年は単位時間内の降雨量も総雨量も増えるというような情報を流しておりましたので、この辺のところを御配意いただきながら回答をいただければというふうに考えています。

最後に、重要課題であります3号バイパスについて質問いたします。

さきの定例会において、本バイパス事業から久留米市を除外した理由について質問した際、町長からは国が決定した旨のみ回答をいただきましたけれども、いずれにいたしましても、当該国の決定を受けて、平成29年度の一般国道3号改良促進期成会の要望書の中において、久留米市を除外したバイパスの新設（広川八女東部地域）を町として要望されているわけですから、町としてもこれを納得された事実があると思います。

よって、改めて久留米市を除外した形での3号バイパスの整備について、その意義を伺いたいと思います。

ちなみに、失礼ではございますが、意義には、一般的のその事実と背景並びに事実に伴う利点や欠点を含みますが、ここでは欠点に対する対策等があれば、これも意義の説明に含めていただければというふうに考えています。

以上です。あとは質問席で質問させていただきます。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

竹下議員の質問の国際情勢についてでございますが、所見を述べろということですが、私は町長として所見を述べることは控えさせていただきたいと思います。

ただ、私も人間の一人として、言論、思想、宗教等の自由が守られるように、自由、基本的人権の尊重が保障される社会に、これは中国にですが、なってくれることを願っております。

次に、防災危機管理についてですが、豪雨災害が多発する中で住民の防災に対する関心も高まっております。こうした中で、県は筑後川水系広川において河川改修計画を立て、現在、久留米市界から智徳橋までの改修が進められております。町では事業の早期完成に向けて要望活動を強めております。

また、本町の河川には多数の井堰が設置されており、このことが流下能力を低下させる要因ともなっています。そのため、井堰の統廃合や転倒ゲートへの改修が必要だと考えております。井堰の統廃合等については、これまで福岡県への事業要望活動を行っており、来年度より県営土地改良事業にて承認された箇所を行う計画で進めております。

住民の生命、財産を守るためには、迅速な情報の伝達が必要となります。これまでの情報伝達手段に加え、令和3年度からはLINEや九州朝日放送のデータ放送を利用した情報伝達の手段の充実を図ります。

また、避難行動を判断する避難行動判定フローを作成し、常日頃から広報紙等を活用した啓発活動を実施いたします。

さらに、地域防災訓練指導員養成講座に参加した消防団員を指導者として、地域防災組織と連携し、自主防災訓練における図上訓練や避難訓練を実施するなどの体制の強化を図ります。

次に、3号バイパスについての質問ですが、国道3号バイパスにつきましては、当初、久留米市、八女市、広川町の2市1町で一般国道3号改良促進期成会において要望活動を行っておりました。平成29年に福岡国道事務所より、国道3号改良計画については、この改良計画でございますけれども、広川―八女間で検討を進めるとの連絡を受け、現在に至っております。久留米市改良分については、別途、渋滞対策協議会において検討を行うとして、本計画とは別対応となっております。

なお、この事業計画は国において策定されたものであり、交通分析等を行った上で、どのような事業で対応するのかは国が判断して行うものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

#### ○議長（野村泰也）

教育長。

#### ○教育長（吉住政子）

竹下議員の御質問のうちの学校教育についてお答えしたいと思います。

小学校、中学校における平和に関する教育、人権に関する教育につきましては、学習指導要領に基づき、全教科、全領域において児童・生徒の発達段階に応じた指導を行っております。

平和に関する教育につきましては、教育基本法に基づき、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこととされておりました。道徳教育の目標の一つにも示されております。

中学校学習指導要領では、日本国憲法における平和主義の理解を深めることなどについて指導することとしています。今後とも学習指導要領に基づき、平和に関する教育が全教科、全領域で実施されるように指導してまいります。

学校における人権教育の基本的考え方につきましては、人権教育の指導方法の在り方につきましては、文部科学省が示しております「第三次とりまとめ」の中で、「一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにする」と明記されており、これに基づいて行っております。

次に、今後のICT教育のことですが、実は町内各小・中学校は私の予想をはるかに超えまして、ICT教育はかなり進んでおります。この間のコロナ禍におきましても、例えば、全校児童・生徒が体育館に集合しての行事ができないということで、リモートで6年生が体育館に入って他の学年は教室から6年生を送る会を持ったとか、そのような様々な校内リモート等もしております。もちろん理科や社会科や英語についてもICTを活用した授業が行われております。

令和3年度からの国が推奨するGIGAスクール構想の本格実施がいよいよ迫っているわ

けでございますけれども、広川町におきましても、その環境を整えつつある状況でございます。

各小・中学校の校内LANの工事は完了間近でございます。1人1台ずつ配備するタブレットにつきましても、もう間もなく納品がされます。教職員によるICT教育を円滑に行うために、ICT支援員派遣業務につきましても、委託業者の選定を既に終え、今月中旬には契約を締結する予定でございます。そして、3月中には各学校の核となるICT担当者を集めてICT教育推進のための会議をする予定にしております。4月からは町内各小・中学校のうち下広川小学校をICT教育の拠点と位置づけ、研修等の施策を重点的に実施し、他校へICT教育の先進的実践の輪を広げていくこととしております。

さて、1人1台端末環境によって、学校教育はこれまで長きにわたって積み上げてきた教育実践に最先端技術であるICTを組み込むことで大きくさま変わりするものと考えています。

このICT環境の整備は、令和の時代の学校教育における教育の手段の一つであると考えます。タブレットの導入が各教科の授業の在り方を広げ、一人一人の学びの可能性を大きく広げるものと考えます。しかし、学校現場において、児童・生徒の成長を支えるものは教職員の確かな授業力です。液晶画面を通じた意思疎通のみではなく、あくまで職員と子供の対面で行われる教育の質が問題であると考えております。

そのことを忘れず、鉛筆やノートと同じように、教材、教具の一つとしてタブレットを手元に置いて、落ち着いてゆっくりと、しかし、着実にこの新しい学びを実践していくことが当面の広川町が目指すICT教育であると考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

まず、教育長に質問させていただきます。

平和教育、人権教育の部門でございますけれども、教育基本法なり学習指導要領があつて、ある程度決められた中でやらないといけないという、ちょっと言い方を変えれば、そういうことがあると思うんです。だけど、ある程度の泳げる幅というんですかね、教育内容で教える先生方によって若干の幅があるやと思うんですけれども、そういうことを考えた際に、現状でなされている平和教育、人権教育が、教育長個人としては十分な効果を得られるような内容になっているかどうかということをごどのように考えておられるか、御開陳いただいてよろしゅうございますか。

○議長（野村泰也）

教育長。

○教育長（吉住政子）

私見を交えてお答えいたします。

平和教育、人権教育というのは、私は教育の根本にあるものかなと思っています。そういうことで、取り組んでも取り組んでも、なかなかすばらしい実践ができたということは言えないんじゃないかなと思います。自分自身を振り返りましても、やはり本当に人権をしっかりと尊重した教育ができたかということは、自分自身の差別性とか課題をめぐることができた

かということにつながってきますので、常に教師が前に進む姿勢を持っていないと、やはり本当に子供たちの心を打つ教育はできないのかなと思っています。

ただ、その際に、独りよがりになったり、特定の政党とか思想に染まっちゃいけないと思っていますので、先ほど申し上げました、やはり日本国憲法を基にした教育基本法、学校教育法、それを受けた学習指導要領に定められたものをしっかり受け止めて、何を狙うかということを確認して、全領域で、全教科で行うように指導したいと思っています。そういう意味では、まだなかなかこれはすばらしいなという実践にたくさんお目にかかることはありません。

それからもう一つは、やはり職員の年齢構成が非常に両極端にあります。定年間際の教職員、それから、三、四十代がいなくて、20代の教職員というふうに極端です。そういうことで、日々の授業の指導の仕方を教えると同時に、本当の教育の根本を伝えるということも、その作業もベテラン教員や校長、教頭がしていかないと、非常に難しくなっていくのかなと思っています。

ただ、幸いにも上広川小学校の件が朝から問題になっていますが、上広川小学校は今年は全クラス20人台なんですね。そして、1年生と4年生が2学級なんです。そのある学年のある先生が事務所から言われまして、お褒めいただきました。20代の先生です。あの方はすばらしいと。若手の先生ではすぐ辞める方もおられる中で、非常にすばらしい実践をしておられるから、事務所として学校に入って、その先生の実践をちょっと学ばせてもらっていいだろうかと、大変うれしい知らせがありましてちょっと胸を張りましたけれども、非常に広川町におきましてはうまくベテランの先生方が若い方を鍛えてくれる形ができていますのかと思っています。

以上でございます。

#### ○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

#### ○3番（竹下英治）

今の御回答、本当にありがとうございました。

教育長、質問させていただくのは最後になるかもしれませんが、最後の機会ということでも若干幅広にちょっと言わせていただきますが、まさに人権問題というのは、人権の教育とかというのは本当に難しいですよ。だけど、それだけじゃ不十分かなと。若干泳ぐ中で、もうちょっと先生がその場で何が必要かということを考えて教育していただかないといけない。ただ、教育長がおっしゃったように、個人差があったり、先生によってはあんまり得意であられない方がおられたりする。だからこそ、僕は教育長に期待するところが大きくそこら辺があってですね、そういうふうな先生方、学校長を通じて、教頭を通じてかもしれませんけれども、そういうことを教育長にはぜひ指導していただきたかったなというふうに考えています。

大分前、中学校の6月に沖縄の展示、あれは教育の一環だと思うんです、あのときに記述の間違いであるとか、どうも憲法の政治力が入っているような展示があったりしたことについて、若干学校長を通じて、当時、山口君だったんですが、通じて、教育長にいろいろおすがりしたかったことがあったんですけども、そのときは十分にお答えいただけなかったというふうな印象を持っていますので、こういうふうなことを聞かせていただいた状況です。

今後ともその辺の人権教育は重要ですから、機微な部分があると思うんです。そこら辺はいわゆる教育委員会、教育長がちゃんと御指導いただいて、効果的な人権教育、平和教育ができるように申し送っていただければというふうに考えています。

それと、例えば、拉致問題という人権に関わる我が国の非常に大きな問題があるんですが、この辺を私なんかは、いろんな制限があるんでしょうけれども、教えることによって、将来、たくましく世界の中で生きていく子供を育てるという観点からも必要だというふうに思っています。そういうことを導入することについて、いろんな障害があるかもしれないけれども、どのようにお考えか。拉致問題について、中学校あたりでは僕はやるべきかなと思うんですが、どのようにお考えか、私見を含めてお願いしたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

教育長。

**○教育長（吉住政子）**

なかなか答えにくいんですけども、具体的に中学校の社会科、公民科等が出てくると思っています。そういうことで、その中で適切な資料を使いながら教えることはしますけれども、特別な時間をつくってそのことだけを学ぶということは時間的に難しいかなと思っています。ですから、きちんと事実を資料を基に伝えることはぜひしていただきたいと思っています。

それから、若い教師の教育ですけども、人権につきましても、平和につきましても、事務所のほうもとても心配しておりまして、特に若手の先生を集めての教育はしています。そういうことで、今度お願いしたのは、講師の先生もぜひその中に入れていただきたいということで、そのような機会を持っていただいて学んでいただこうと思っています。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

3番竹下英治君。

**○3番（竹下英治）**

引き続きまして、教育長にお願いしたいんですが、今度、ICT教育についてです。

お答えいただいたことで、ほぼ教育の切り口からは私の期待する御回答をいただきました。別の切り口で、非常に御多忙を極めておられる先生方の働き方改革の切り口から、このICT教育についての何か御言及をいただきたいというふうに思います。

もう一つは、不登校の児童・生徒は確実にいますよね。国の定義からいうと、絞られた数になって、いろんな事情からいうと、もっと多いと聞いています。こういうふうな不登校の児童・生徒への対応に何かICT教育が使えないかなと素人的に思うんですけども、この先生方の働き方改革と不登校児童・生徒への対応という事柄について、ICT教育の切り口から、私見も含めて結構でございますので、御所見をいただきたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

教育長。

**○教育長（吉住政子）**

私見と言わず、お答えいたします。

今、広川町はタブレット1人1台という形はできていませんけれども、かなり以前からパソコンは入っておりまして、それは子供たち用は40台、1学級分ですね、パソコン教室に入っております。



それから、教職員用は1人1台パソコンをきちんと配置しておりまして仕事に使っております。そういうことで、例えば、テストをした後、採点をします。点数を入れますと、ばつと成績とか評価が出るようなものが全部入っております。それが通知表も指導要録も、それから、中学校から高校に行く調査書も全部連動できるようにしています。そういうことで、非常にICTを使った教職員の事務の能率化は進んでいます。これはかなり以前、中広川小学校の教頭先生で詳しい方がいらっしゃって、自分でプログラムをつくってくれたんですけど、大変だということで、きちんと業者を入れて、そのような仕事上のICTはしっかりと広川町はいただいています。

ということでございます。

あとは何でございましたでしょうか。（「不登校」と呼ぶ者あり）不登校ですね。

不登校の子供は確かに一つのツールとしてパソコン等を使えば、非常に興味を持ってこちらを向いてくる子もいます。それは一人一人でもまた違った形でその子供と接していくことによって不登校の子供たちがじわじわと不登校から学校に出てくるという形で取り組んでいますから、パソコンが一つのツールとしてはあるかなと思っています。

それから、不登校の子は大変多くて心配しているんですが、完全不登校というのはおりません。実は1名、完全不登校ぎみがありますが、あとは休んだり、学校に来たり、または教室に入れなくて別室で勉強したりしていますから、完全に家に籠もってしまって姿も見えないという子はいない、1人心配な子がおりますが、そんな状況でございます。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

教育長、いろいろ御回答ありがとうございました。

水防について御質問させていただきます。

今日、町長が回答いただいた部分でほとんど満足したんですけれども、1つ、流域治水という観点で、福岡県は次年度より農業用水の先行排水も含めて筑後川水系の流域治水について力を入れるというような新聞情報があったんですけれども、この流域治水を広川町においてどのようにされるかということについて回答いただければと思います。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

その流域治水という情報を私のほうが認知しておりませんでしたので、すみません、詳しく教えていただければと。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

すみません、事前のとき確かにそこまで申し上げていなかったんですけれども、例えば、柳川、よく引き合いに出されるのは僕の記憶では柳川の例の水郷のところを、ダムとかだけではなくて、そういうふうな農業用水も含んで、事前に雨が降るという予報があれば、事前に排水をします。いわゆる水のプールを造って災害を防止するという概念が流域治水ということ。昔ながら、田んぼにためるといような仕組みになっていたと思うんですけれども、

そういうことを全て包括したダム、県の管理する川、当然、町の普通河川、それと、ため池、水田も含めての概念であろうかというふうに私は理解しています。

**○議長（野村泰也）**

産業振興課長。

**○産業振興課長（井上新五）**

まず、産業振興課管轄部門では、県の防災ダム、広川防災ダムが管轄となります。こちらにつきましては、昨年度、国のほうと一緒にしまして治水協定というのを締結しております。これは梅雨時期に大雨が発生する前にダムの水位を下げておくという国と県と協定に基づいて実施するものとなります。この協定に基づいて、今年度からダムの水位というのは落として大雨に備えているという状況となります。

以上となります。

**○議長（野村泰也）**

3番竹下英治君。

**○3番（竹下英治）**

ありがとうございました。

最後に、3号バイパスの件でお伺いします。

2月10日に行われた県の都市計画審議会において、自民党の県議からというふうに僕はお伺いしていますけれども、どうも質問が出て、都市計画課から真つ当な回答ができていないと。これは先週から都市計画課にその内容はどうかだったんでしょうかというふうに、いずれにしても、審議会の結果報告はオープンですから、情報をくれと言っても、ちょっとまだ出せないということであったので、細部の質問もできない状況で申し訳ないんですけれども、いずれにしても、議案が10個ぐらいある中で、ちょうど3号バイパスに係る議案について保留になったということは県の都市計画課の担当から聞いております。

これをどのように受け止めておられるのかをお伺いしたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

今回、全員協議会のほうでも説明したとおり、県のほうからは3つの理由から保留になっているということだけを聞いております。当然、町としてはまちづくりの観点で重要なものだと考えていますので、前に進むような努力をしていきたいというふうなことで考えております。

3つの視点が、ルートの妥当性、地域の盛り上がり、地域での説明不足というような点が出されておりましたので、ここも全員協議会でお話ししたとおり、八女市並びに国、都市計画の内容自体になってくれば県のほうも関わってくるかと思っておりますけれども、そういったところと連携を取りながら、一歩でも前に進むような努力をしていきたいと考えています。

**○議長（野村泰也）**

3番竹下英治君。

**○3番（竹下英治）**

さっきから言ったように、新人議員で、行政上、また、県の動きとかもうまく把握していない中での質問で失礼かと思うんですけれども、この前、確かに建設課長からは今さっき

おっしゃった説明のまとめで、いわゆる国からは何か御下問があるんじゃないかと。多分、福岡国道事務所か何かだと思うんですけども。

いずれにしても、過去、係る検討会というのが2回ほどされていますよね。正式に言うとうと、広川八女地域の幹線道路に関する検討会というのが、たしかおとしの11月と去年の5月ぐらいだったですかね、あって、うちの町からは副町長が御参加だと思うんですけども、そのときの議事録に、いずれにしましても、3号バイパスを完成するために、言葉を読めば、町に関わる事項については責任持って対応しますと、全て協力しますということが発言されているかと思うんですけども、いずれにしても、ここで何とか道を造らないといけないうと、今後、どういうふうな——僕は正直言って、国がビジョンを持って国の行政が責任を持って何とかするとか、少なくとも県が何とかテークリードしてくれるとかというのは僕はあんまり期待できないのかなと実は思っています。

それで、落としどころというか、いかにこの3号バイパスを成就するためにという落としどころは、八女も含めて、それぞれの自治体から何がしかのサジェストをしてやらないと、政治的な部分も含めてやらないと、なかなかうまくいかないのかなというふうに考えています。

町長、どのようにお考えか、いただけませんかでしょうか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

今言われたように、地方というか、道路が通る自治体も頑張っていかなければと思っています。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

先ほどの繰り返しになりますけれども、都市計画課が、237回だったですかね、県の都市計画審議会のいわゆる議事録を多分3月中旬に出すと言っていましたから、何でそんなに遅いんだということは言ったんですけども、それを見れば、またどういう対応すればいいのか、言葉尻的な話ですけど、分かると思うんですけども、私も自民党員でそのルートからいろいろ聞いていますと、八女市のことは置いておいて、広川町については上広川小学校の建て替えを含んでいることに、どうもそこら辺が問題視されているやに聞いています。

上広川校区の発展をにらみつつ、町長がいろいろやっていたというところも承知しているんですけども、状況によっては、上広川小学校の部分は切り捨てても、やっぱり私の私見からいうと、道はできたほうがいいのか。さらには、工業団地の誘致とか、町にとっては必要な施策が延長線上に、総合戦略の中にもありますからですね、ちょっとそういうことも考えているんですが、そういうふうな中途半端な質問に対する御回答をいただけませんかでしょうか。

○議長（野村泰也）

町長。

○町長（渡邊元喜）

上広川小学校を通るということは、今言われたいわゆる広川町、八女市での都市計画審議

会、このときに決定して提案されたことです。いろんな情報が飛び交っております。私なり、衆議院議員の先生なりで決めとったじゃないかということをよく言われますけれども、全くそういうことはありません。

広川町の希望を要請はしたことがあります。要請、なるべくならこうだと。なぜそういうことを言うかという、私が最初から申し上げておいたのは、なるべく民家にかからない、そして、平面交差、これをやってくださいと、こういう道にしてもらいたい。そして、その結果として、どうしても上広川小学校の横を通るということになったんです。結果、3本の案が示されて、その1つが上広川小学校の横。最終的に国道事務所から、内田を分断する案と上広川小学校のプールと運動場にかかる案と提示されました。ですから、そのとき要望したのは、ここの小学校は御承知のとおり、西側も山、北側も山、そして、私たちが要望しておいた平面交差じゃなく、立体で交差するということになると、東側にも山ができることとなります。ですから、そういうことになれば、この小学校の環境は著しく悪くなりますから、できるならば移転させていただきたいという要望をしたのが昨年11月末か12月の初め（127ページで訂正）です。結果として、それを認めていただいたんじゃないかなというふうに私は思っております。

○議長（野村泰也）

3番竹下英治君。

○3番（竹下英治）

今、町長の御発言でしたけれども、取りあえず御回答を受けておきたいと思います。

それで、いずれにしましても、どうもここは行政上の切り口というよりは政治関係の動きだと私は判断しています。特に、自民党県議団あたりがどうも反対しているようでございますので、その辺のところをよろしく御対応いただいて、ぜひとも3号バイパス、上広川の発展には私も必要だと考えておりますので、御努力いただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（野村泰也）

暫時休憩いたします。

午後2時47分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（野村泰也）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番池尻浩一君の登壇を求めます。

○9番（池尻浩一）

最後を飾ります、9番池尻です。通告どおり質問事項に沿って質問させていただきます。

庁舎建設も順調に進み、職員、役場の利用者、また、住民の方々も楽しみであるとともに、しばらくの間、不便さが出ていると思われまます。コロナ対策と相まって、多額の債務負担等が発生し、先ほど財政の質問もありましたが、予算作成にも頭を悩まされているのではと思われまます。少しでも節約に取り組まなければいけないなという状況かと考えまます。

12月議会においても、什器類購入予算も出されています。現庁舎内の備品等においても計画的に入替えが行われ、処分されていると思われまます。町の公有財産、備品等においては、全て町民の財産という意識の下、取り扱われるべきであり、処分に当たっても町の進めている

2R、3Rに基づいた形で、住民の見本となるように進めるべきであると考えます。土地、重要物品、備品等の活用・処分がどのように行われているか、伺います。

次に、耕作地の管理状況についてです。

これに関しては何度も一般質問に出されていますが、ため池を含んだ水利関係、広がっている鳥獣被害、町の農家のみならず、住民の生活等に大きく関わってくる問題です。町の取組状況を伺います。

また、担い手対策にも関わってきますが、国の進める農地バンク等の活用や周知はなされているか、伺います。

では、あとは質問席にて答弁をいただきます。

**○議長（野村泰也）**

町長。

**○町長（渡邊元喜）**

池尻議員の質問の中の公有財産についてでございます。

御質問の公有財産の活用と処分について御説明いたします。

まず、土地の活用状況についてですが、地元行政区や企業などへの貸付けや道路愛護等で出ました伐採木や雑草を一時仮置き場などで活用しております。処分については、公共事業の代替地として処分しております。今の仮置き場は、川瀬の池田のところの話です。

物品の活用については、貸出し可能なものについては貸出しをしております。処分については、財産管理規則により処分の方法を含めて不用決定を行っております。

重要物品についても同様の手続により処分しておりますが、車両などについては公売を実施しております。

庁舎改築時に出る備品については、新庁舎への活用や行政区、学校等への譲渡を含め、処分方法を検討していきたいと考えております。

次に、耕作地の管理状況についての御質問ですが、全国的にも農業担い手の高齢化や後継者不足などにより農業人口が減少し、耕作放棄地の増加などが課題となっておりますが、農業を基幹産業とする本町でも例外ではなく、継続して取り組んでいかなければならない課題と捉えております。

広川町の農地利用状況としましては、町内の農地約1,230ヘクタールのうち農林業センサス結果では172ヘクタールが耕作放棄地という状況となっております。

耕作不便である山間地や周囲を住宅地で囲まれた狭小農地などの耕作放棄地は、今後も課題がありますが、農業委員、最適化推進委員による耕作放棄地の現地調査と所有者に対する意向確認などを行い、農地中間管理機構への貸付けや、地域担い手や新規就農者へ農地の集積を推進するなど、耕作放棄地の発生防止や解消に向け、取り組んでいるところです。

今後も国、県、農業関係団体との連携により、これからの地域の農業を担っていく世代への農地集積・集約化に向けた取組も進め、これまで築き上げてこられた地域の農業、農地を引き継ぐため、地域、団体、各機関との連携強化に取り組んでまいります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

**○議長（野村泰也）**

9番池尻浩一君。

**○9番（池尻浩一）**

まず、公有財産の件ですけれども、公有財産とすると町の所有する土地、公用車等がメインかと思います。有効活用されているということで、まず、大きな市と比較すると保有数が少ないということもありまして、公用車については本当に町では大事に扱われているなという内容と、もう完全に壊れるまで使い切ってあげようというきちんとした管理の中でされているのが自分たちも見えてとれます。

何より、この質問に至ったのも、平成の大合併により全国で小・中学校の統廃合が進んでおり、これも少子化と相まってこのような状況かと思われまますけれども、平成15年から平成30年の間で毎年400校から500校近くが廃校となっております。そのときの備品の処分がうまく進まない、もったいない形で処分されたということが本当に多くありました。

町の現庁舎内でも、よそからいただいたといいますか、そういった備品を大事に扱うことで、備品というものはそういう形で扱われると5年から10年寿命が延びると言われています。広川町でそのような大量処分という実例が今までなかったから気づきませんでしたけれども、近隣の市町村でも小学校などが、これはもったいないという処分の仕方が何度も見受けられた事例がありました。県全体でこれが取り組めないものかと伺ったこともありますけれども、やはり時間とか置き場所、人件費といったものがスピーディーに進まないということで、なかなか実現というものができていませんでした。しかし、やはり町でも2R、3Rといったもっと大きいところで住民に周知しておりますので、やはりそこを意識した処分の仕方等も見本になるのではないかとということもあります。

先ほども言いましたけど、12月定例会でも什器類の購入予算が上がっています。一般家庭や事業所等では、そういった備品はリユース、リサイクル、また、イベント等を開いたフリーマーケット、また、インターネットを使った不用品掲示板や、簡単に言うならアプリ内でメルカリ等を使った処分の形を行っております。やっぱりもったいない、少しでもきちんと、個人個人ですけど、財産として残していきたい、もったいないことはできるだけやらないということは本当に各御家庭でも普通に進んでいるところであり、これが簡単にできるようになったというのは皆さん周知のことかと思えます。

これを公的にやることは必要ないか。やはり町の住民の財産であるので、これも公平性とか公共的なものの意味合いも強いからという考えももちろん必要ですけど、今回、やはり有効な計画、町の住民のための金銭として少しでも多く残せないかということについて御質問させていただきます。今、恐らく必要なものか、使わないものかと考えてある段階かと思えますけど、その状況とその後の考えというものは計画はあるかどうか、伺いたいと思います。

#### ○議長（野村泰也）

総務課参事。

#### ○総務課参事（鹿田 健）

物品関係の新庁舎建設に伴う考え方ですけれども、基本的には新庁舎建設に伴いましてそろえていく家具類につきましては、新たに購入ということで計画を進めさせていただいております。

当然、既存の建物にあります備品については、不用のものがかなり出てくるとは思います。先ほどのお話にありましたとおり、物品類については基本的には使用できなくなるまで使用するというのが自治体の大原則ではございます。

ただ、今回におきましては、基本的には新規購入で計画を進めさせていただいております。

て、そこで要らなくなったものについては、別のところでの転用、それから、売却可能なものは売却すると。これまでもやってまいりましたが、地元行政区等への無償譲渡、それから、廃金属業者等への譲渡、その他廃棄というような形で進めさせていただきたいと思っております。

ただ、現在使っている備品につきましても、比較的新しいものにつきましては、できるだけ新しい庁舎でも使うということで計画を進めている段階でございます。

以上でございます。

**○議長（野村泰也）**

9番池尻浩一君。

**○9番（池尻浩一）**

売却の話が出てきましたけど、業者向けか、単純に欲しい方に売却するのか、また、譲渡も同様の件かと思えますけれども、エリアを住民の方中心にいくのか、周辺でいくのか、その輸送の手段とかも関わってきますので、やはりこれも問題かと思えます。しかも、長期間置きますとそれを管理しておかなければいけないので、やはり場所にも困るかと思えます。その短期間の間というのがまたいろいろ問題かと思えますけど、売却するに当たってはやはり町内を中心ですか、広く売却先を求めますか。

また、その周知の方法に関しても、もっと広く今回することがあるのか。インターネット等を使えば広くできることかと思っていますので、そういう手段を今回取れるのか、そういうところもちょっと御質問させていただきます。

**○議長（野村泰也）**

総務課参事。

**○総務課参事（鹿田 健）**

物品の売却方法につきましてですが、まず、売却可能な品物があるかどうかの選定もまだ至っておりませんので、一応可能性の話としてお答えさせていただきますと、基本的には売却は一般競争入札での売却になるかと思えます。その場合ですと、ホームページに公告しまして、その中で一番高い価格を示された方に売却するというのが一般的な手続でございます。

ただ、物にはやはり特性があると思えますので、地元に使ってもらいたいものとか、そういったものの選別を行いまして、適時やっていきたいなというふうに考えておるところです。

以上です。

**○議長（野村泰也）**

9番池尻浩一君。

**○9番（池尻浩一）**

こちらの判断で要らないものと思っても、住民に問いかけたら、これは欲しいというものがいっぱいあります。学校の備品、そういうものの廃棄に当たっても、これならまだ自分たちで使えるというものが予想外にありますので、その辺は自分たちの判断でどんどん処分するのではなく、取りあえず出してみるという方法もお願いできたらと思っております。本当に処分品の周知については出してもらっていいんじゃないかなと、広く周知してもらっていいかなと思えますので、ぜひこれは取り組んでいただきたいと思います。

また、そのような不用の処分の判断というものが、基本的には規則上は出納員が行うというふうに書いてあったかと思えますけれども、各担当課であるのか、誰かが最終的に決める

のか、その出納員というのは誰になっているのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

物品の処分におきましては、その所管しております担当課長が処分の決定をすることとなっております。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

ということは、例規集に書いてあります出納員が行うというのは複数であり、担当課のものと考えていいんですか。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

判断につきましては各課の中で、それが不用なのか、使用不能なのかという観点もあるかと思えます。そういう物品処分の起案をいたしまして、最終的には物を見て、担当課長が判断をして決裁するという形になっております。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

例規集には重要物品というものを明確にしてあります。購入時の金額が500千円以上というものにされていますけれども、以前、藤田の運動公園にサッカーゴールが設置されていました。これは本当に一般規格に合うかなりいいもので、小学校とか中学校にあるような固定しておかないといけないタイプじゃなく、しっかりと重さもあって、自立できるタイプのサッカーゴールでした。普通にインターネットとかで見ても、かなりの額が今購入しても発生します。これが町の定める取得価格に当たる500千円の重要物品となるかならないのかも伺いたいですし、いつの間になくなったのかというのが住民にも知らされていませんし、もちろん議会で伺ったこともありません。こういった物品の今回の処分状況についても把握されてあったら、それも伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（丸山英明）

重要物品におきましては、先ほど言いましたが500千円以上、購入金額によって管理をしている状況でございます。

あと、その藤田運動公園のサッカーゴールの処分につきましては、私どもの所管から外れておりますので、今現在、総務課のほうでは把握をしていない状況でございます。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

本当にこれが500千円前後だと思うんです。その当時ですから、結局はそれが扱われてい



なかったことは多分400千円ちょうどぐらいじゃなかったかと思われます。それに関して、例規集のその規定に当たらないからといって400千円相当の、それを安い、高いのかというの、それは個人の判断とお金の基準ですから、そういうものかとも思いますけれども、あれだけのものを把握していないとはどうなんでしょう。これは条例は基準であり、500千円しなかったのは間違いないでしょう。それもまた手続も必要であり、それ未済は担当課の判断に任せるということで、それはそれで規則にのっとった形なら、それ以上追及はできませんので、それでいいですけれども、やはり住民感情としても、もし個人のものだとしても、先ほど言ったとおり町の備品は住民財産でもあるという感覚からすれば、それを適正な価格と処分方法で処分してほしい。それが500千円いかなかったから、もうどこやったか分かりませんでしたとか、単に無償で処分しましたという形であるならば、やはりこれは一人の住民としても、それはないんじゃないですかということもあります。これを今後も続けていいのか。だから、今回の処分に対してだって、ある程度高級なものでも、もう不用と判断して、500千円もしないから手続上しなくてもいいからということ、ぽんとやっていいのかどうかということ、これはやっぱりやり方としても考えていただきたいと思いたくても、その辺はどうですかね。

**○議長（野村泰也）**

総務課長。

**○総務課長（丸山英明）**

先ほどサッカーゴールのことが御指摘いただきましたけれども、物品の廃棄におきましては、その場所で不用になったとしても、同じ行政区の中、特に学校とか、そういう中での転用とかもございまして、そういう部分については最終的な処分をする前に転用等ができるものなのか、町が不用と判断して処分する場合に、そういう公売なりの手続が可能なのか等につきましては、今後、全庁的に指針を示して処分のほうに当たってまいりたいと思います。

**○議長（野村泰也）**

9番池尻浩一君。

**○9番（池尻浩一）**

その処分の仕方については、今後もきちんとした対応でお願いしたいと思うところですけど、やはりその当時なくなったなというときは、恐らくまだ議員をやっておりましたので、決算書なりで当時にもしある程度の額が出てきていたなら、それに気づくはずですし、それなりの金額のものが上げられていないというなら、やはりもうゼロ処分でされたんだらうと認識させていただきます。要するに解体か分解しての形になったんじゃないかなと思われますけれども、そのようなもったいない形がないようにしていただきたいと思うところであります。何かありましたらお願いします。

**○議長（野村泰也）**

建設課長。

**○建設課長（樋口信吾）**

ゴールポストの処分に関してですけれども、実をいうと、当時ゴールポストで事故が起きているというケースがニュース等に出てきておって、一斉点検をさせた経緯があります。そのときに、そのゴールにぶら下がって遊んでいる子供たちがいたり、あれはソフトボールを

やったりしたときに動かすのか何なのか分からないんですけど、それ自体が移動もされていたということで、非常に不安定な状況がありました。

それを受けて、これの使用がどれだけされているのかというのを、これは地元のほうに聞き取りをしたのか、いろんな団体に聞き取りをしたのかは詳しくは覚えていませんけれども、そういったことをやった上で、今のゴールポストは、ああいった大きいのは使っていないような話を聞いておりました。それを受けて、じゃ、中学校とか、学校で使用できないかということで学校のほうに当たりをしたんですけれども、あんな重いものは今は使用していないというような話を聞いて、最終的には処分の対応を取ろうという話になりました。処分に当たっては、当然、処分費がかかります。解体したりどうしたりする費用、そういった分もあって、それに今度は地金としてそれがどれだけになるのかというのも取った上で、差引きの形でやらせてもらったと思っています。

すみません、詳しい情報についてははっきり覚えていませんので、帰って調べれば分かると思いますけれども、実質のところはそういった形の処分のやり方をやったかと思っています。

#### ○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

#### ○9番（池尻浩一）

そういういきさつであったということは認識させてもらいました。

結局は使用不可能になった備品ではなくて、まだ使えるというところで結局処分したというふうにも聞き取れますので、やはりもうちょっと広く聞き取るか、特に町で使わないということに対して、処分するに当たって町で費用が特に要ったということがなければ、もうこれ以上いろいろ聞くのはやめておこうと思いますけど、今後、庁舎内の備品に関してはまたいろいろ大変でしょうけど、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

耕作地管理状況について質問をさせていただきます。

以前、中山間地等の管理については、もう山は山に戻してあげるのが一番得策であるだろうということも町長自身の答弁からもあったことと覚えております。やはり担い手、管理者等の立場から考えますと、これが自然な形であり、一番無駄のないことかと思えます。ただ、東部のほうの中山間地においてはそのような状況であるとしても、その他の管理可能などところにおいては、耕作地としなくても荒廃地にははいけないものと考えます。

御承知のとおりですけど、管理不足となると雑草や害虫が増え、水路やあぜ道、一般道や周辺の農地や住宅へ非常に悪影響も与えます。洪水や土砂崩れなどの危険性が増し、やはり防災機能の低下も招きます。廃棄物や不法投棄、ごみのポイ捨て場となり、やはり再生にも、また環境的にも悪化の一途をたどるばかりです。野生動物の餌場、隠れ場となり、周辺作物への被害や住民への危険性も招くこととなります。昔は下広川のほうには3号線を越えてイノシシは来ないと、そういう話ばかりを聞いていましたけれども、そういう状況で上広川の人とかは本当に大変なんだろうとか、一回ぐらい本物のイノシシを見てみたいとか、そういう気分で構えていましたけど、やはり普通にうちの周りでどやどやと増えてまいりました。藤田区内の近所の方でも、去年だけでも3件、イノシシをひいたということもあり、車でひいてもイノシシは死なないけれども、車の被害は物すごく大きいという話も聞いております。ああ、やっぱりイノシシって頑丈なんだなということを考えます。また、牟礼のほう

の管理していない荒地というか、草地のすぐ横に住宅地があって、わなを仕掛けたら大きいイノシシが2頭引っかかっていたと。もう住民の方は怖くて怖くてと。いまだにやっぱりイノシシがうろついてますし、声が聞こえると。そういった状況の中で、やはりそういった管理していないところがどうしても餌場となる状況があります。

それは元に戻って、耕作放棄地としての状況ですけど、定義としては1年以上作物を栽培せず、再び耕作する考えのない土地と定義されていると思います。また、細かくいろいろ分けてみると、休耕地として何らかの理由があり現在は田畑として活用していない、遊休地、家庭菜園等の利用の程度が著しく劣っている、荒廃農地としては作物の栽培が客観的に不可能、こう分かれていると思いますけど、広川町の現在の状況としては、この分類した中で今どのような状況にあるか。もうパーセントとか数字は要りませんので、増減の状況とか、この程度増えているとか、また、これに関してはこういった管理指導で対策している、そこまで伺いたいと思います。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

池尻議員が言われたように、荒廃している農地につきましては、荒廃農地や耕作放棄地、遊休農地、こういった呼び名というのがありますが、現在、町のほうで行っている分につきましては、農林業センサスで出ているデータにつきましては、町の各種計画書等で報告をさせていただきデータとして捉えております。

また、農業委員会等で各種取組を進めているデータ等につきましては、荒廃森林調査、こちらのA分類に当たる手を加えれば再生利用が可能な荒廃農地、こちらのデータと遊休農地のデータを活用して各種取組に活用しているというところになります。

以上です。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

また、そういったところの所有者、名義人ですね、そういう意識面というのはどんな状況ですかね。やはり管理の必要性、先ほど言ったいろんな被害が出ますよと、周りにも迷惑をかけますよと、やはり災害も起きていますから、山間部のほうでもそれはちょっと意識しておいてくださいと、そういった必要性は十分に理解されているのか。実際のところの再生利用緊急対策交付金、以前は緊急も抜けていた状況ですけど、こういった助成も物すごく出されています。本当に荒廃地になったところには、そこまで多分、町も対応していないかもしれませんが、荒廃地を再生しようというときには、チェーンソー、バックホウ、草刈り機にブルドーザー、こういうのも貸しますよと、人的力が要るなら出しますよと。無償じゃないですけど、一部補助として、お金がかかりますので、それだけ補助しますよといった形もどんどん取られております。

何より、またその後も継続できるのかということも問題になってきますけれども、また、そこで最初質問しました農地中間管理機構が出されている、そういう農地バンクというものがあります。空き家バンクもありますけれども、これも同様、管理不可能な人が管理可能な方、農業を続けたいといった形をやるものですが、この所有者の意識の状況とか、また、こう

いった補助とかの周知状況というのはどんな感じですか。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

まず、農地バンク、農地中間管理機構ともいいますが、こちらを広川町では推進のほうをしております。この制度を活用して、現在、約60ヘクタールの農地が貸し借りの状況となっております。

ただ、狭小農地、周囲を住宅地で挟まれた農地などについては、やはり借手側の作業面とかにもデメリットが生じますので、そちらについては借手側の借りたいという意識にちょっとつながらないというような状況です。

また、貸手側のほうの農地の管理につきましては、住宅地や周辺の農地に影響を与える分につきましては、農地所有者のほうに文書を書いて、遠くにいらっしゃる方等については、シルバー人材センター等の活用等も含めて現在周知をしているという状況となります。

以上です。

○議長（野村泰也）

9 番池尻浩一君。

○9 番（池尻浩一）

また、どうしてもやはり担い手不足、先ほども言われましたけど、管理者が遠方に住んでいらっしゃるとか、管理はどうしてもできませんという方も、仕方ないとは言いませんけれども、こういった方もやはりいらっしゃると思います。一時、竹林がどうしても管理できないといった方が地方自治体にお願ひし、寄附させてくださいというのがテレビでありましたけれども、そういったときに、やはり自治体としても利用価値といったものに値しない場合は断るといったことが起きました。そういった面で、町に対してもう管理不可能ですからということで町への寄附、公的管理をお願ひしたいといった状況というのは町でも多くあるんでしょうか。また、町で所有者不明というのも実際ありますか。こういったものもよく聞きますけど。よろしくお願ひします。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

すみません、まず、所有者不明というところは把握をしておりますので、後日調べてから連絡をさせていただきます。

あと、寄附をしたいという申入れというのは確かにございます。やはり管理ができないということで、町で管理をしていただけないかというような問合せ等は確かにありますが、やはりそういったものについては、農地中間管理機構、こういった機構を通じて、借手や貸手側に第三者の公的機関が入るような形で取組を進めていくように、寄附したいという要望の方には伝えているところです。中間管理機構の利用という形ですね。

以上です。

○議長（野村泰也）

9 番池尻浩一君。

○9 番（池尻浩一）

ということは、中間管理機構にお願いして、どうにか管理してやってくださいと言葉はかけるけど、最終的には結局、寄附等は町では公的にはほとんど受け取らないという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（野村泰也）

産業振興課長。

○産業振興課長（井上新五）

農地等についての寄附は受け付けないという形で考えております。

○議長（野村泰也）

9番池尻浩一君。

○9番（池尻浩一）

やはり農業については、町を支えてきた基幹産業であるということも先ほど答弁の中になりました。今後とも引き続き耕作地管理等については町のほうでもまた継続して尽力していただきたいと思います。

では、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（野村泰也）

以上で一般質問を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は3月10日午前9時30分から開議いたします。お疲れさまでした。

午後3時30分 散会